

議長／ただいまから令和8年第1回千代田区議会定例会継続会を開会します。

昨日に引き続き、一般質問を続けます。

初めに、7番牛尾こうじろう議員。

牛尾議員／日本共産党の牛尾こうじろうです。

一般質問を行います。

初めに、医療や介護の充実と社会保険料の軽減について質問いたします。

日本共産党が昨年末に行った区政アンケートでは、社会保険料が負担だという声が寄せられております。

さきの総選挙では、多くの政党が「社会保険料を下げる」と口をそろえて主張していました。

物価高で家計が苦しい中、社会保険料の軽減は切実な要求であります。

しかし、多くの党が社会保険料を下げる方法として、医療や介護費削減、利用者の窓口負担増を求めています。

自民党、維新は、社会保障費の4兆円の削減を行なうことを合意し、高額療養費の限度額を8月から引き上げ、OTC類似薬などの保険給付外しも狙っております。

これに対し、難病患者やがん患者、その家族などから怒りと不安の声が広がり、アトピーで悩む子供や保護者から憤りの声広がっております。

高額療養費とは、病気やけがで保険医療を受け、医療費が高額になったときに、一定額を超えた分が払い戻される公的医療保険制度で、がんや難病患者の長期療養患者だけでなく、骨折や盲腸などの治療にも利用されるなど、まさに「命のセーフティネット」で、限度額の引き上げによって治療ができなくなる患者が出る可能性があります。

市販薬と成分や効能が似ているOTC類似薬を保険から外せば、患者の自己負担が増加します。

厚労省の試算では、OTC類似薬を保険適用除外とすると、花粉症治療薬、湿布薬、総合感冒薬、解熱鎮痛剤の4品目の例示で、最大50倍の自己負担増になります。

患者に病気の苦しみの上に重い負担増を強いるものです。

社会保険料の引下げを病気と闘う人たちへの負担増で賄うなど、言語道断です。

社会保険料の軽減は、大企業への優遇税制をやめる、必要のない軍事費予算を引き下げるなどして、社会保障への国庫負担を増やして行うべきです。

社会保険料を難病患者やがん患者、アトピーなどで苦しむ子供たちへの負担によって軽減することは、私はあってはならないと思いますが、区長の認識をお聞かせください。

そして、国に対し、高額療養費の限度額引上げ、OTC類似薬などの保険給付外しをやめよと訴えるべきではないでしょうか。

お答えください。

続いて、国民健康保険について質問します。

来年度の国民健康保険料は、またもや1人当たりの保険料額が増えます。

この間、政権与党の一部地方議員が自身の保険料を安くするために社会保険加入する、いわゆる「国保逃れ」が報じられました。

絶対に許されない問題ですが、高過ぎる国民健康保険料が大きな問題になっているのです。現在の国保料は、例えば自営業者で4人家族だと、年収の1割以上が国保料で消えてしまいます。

それ以上収入が増えれば、その割合も高くなっていきます。

まず、率直にお聞きします。

収入の1割以上が保険料として消えていく、このような過酷な国保料についてどのような認識をお持ちでしょうか。

お答えください。

さて、厚労省は2027年度から現在、未就学児までの国保料の子どもの均等割り額の補助を18歳にまで拡大する方向であることが報道などで明らかになっております。

厚労省はその理由として、国保には所得割のほか一人一人にかかる「均等割り保険料」によって、子供の多い世帯ほど負担が重いとしています。

つまり、国も均等割り保険料の負担が重いことを認めているのです。

自治体によっては、国の補助に独自に上乗せして子供の均等割り額を無償にしているところもあります。

そこで、区としても2027年度を目途に、国の施策に上乗せして子供の均等割り額の無償化を目指していただきたい。

御答いただきます。

さて、昨年度、国保会計で8億円の剰余金を出したことは、昨年第4回定例会でも指摘しました。

国保の財源は、国や自治体の補助金と被保険者の保険料で賄われます。

つまり、8億円の剰余金には区民が支払った保険料も入っているわけです。

そうであるならば、剰余金を保険料軽減や国保の施策の拡充にも生かしてよいのではないのでしょうか。

例えば、現在、火葬代が上がっていますから、国保加入者が亡くなられたときに支給される葬儀代への補助の増額や、はりきゅう手術への補助額の増額などを検討できないでしょうか。

御答弁ください。

政府は昨年、75歳以上の高齢者のうち、310万人の医療費窓口負担を現行の1割から2割へと引き上げました。

物価高騰で実質年金額も下がる中、高齢者の生活を直撃しています。

そうした中、今定例会では75歳以上の高齢者が加入する後期高齢者医療保険料の2年に一度の保険料改定案が示されていますが、保険料は均等割り額で7,300円の値上げ、

所得割も負担が増えます。

高齢になれば当然、病気も増え、医療にかかる回数も増えます。

窓口負担増と保険料の引上げは、あまりにもひどい仕打ちです。

そこで、区独自に75歳以上の方の医療費窓口負担の軽減策を実施すべきと思いますが、いかがでしょうか。

続いて、高齢者が安心して暮らせるための施策について質問します。

区政アンケートには、物価高が高齢者の生活を苦しめていることを示す回答が多数寄せられております。

高齢者の皆さんは、これまで長年日本の経済を支え、地域でも長年地域のコミュニティーを支えてきました。

高齢者が安心して生活できるよう支援を強めることこそ必要です。

高齢者が安心して住み続けられるまちは、現役世代、子育て世帯のみならず、子供たちにとっても生涯不安なく住み続けることができるまちになるのではないのでしょうか。

その立場から3つのことを求めます。

1つは、シルバーパスへの補助です。

シルバーパスは、70歳以上の高齢者が都営交通と都内を運行する民営バスを利用できるパスで、住民税非課税の方が1,000円、課税の方が1万2,000円で購入できます。荒川区は高齢者への支援として、昨年10月から70歳以上の全ての高齢者が一律1,000円でシルバーパス取得ができるようにする区独自の補助を始めました。

同様の補助を墨田区、港区、江戸川区、葛飾区も実施します。

千代田区で、シルバーパスを一律1,000円にするのに必要な予算は1億円かかりません。

千代田区でもシルバーパスへの補助を求めたいと思いますが、いかがでしょうか。

2つ目に、タクシー券の支給です。

千代田区では高齢者の足として、福祉タクシー風ぐるまが運行されていますが、風ぐるまの停留所から自宅が離れている高齢者からは「利用ができない」という声が聞かれます。

区では身体障害者手帳を持つ方や難病患者に対して福祉タクシー券を支給していますが、高齢になれば多かれ少なかれ足腰が弱り、外出することが大変になる方もいます。

そこで、例えば、通常の歩行が難しいと医師から診断を受けているなど、外出が難しい高齢者に対し福祉タクシー券の支給を検討していただきたいのですが、いかがでしょうか。

3つ目に、高齢者への住まいの支援です。

千代田区の一人暮らし高齢者世帯・高齢者のみ世帯数はどちらも増加傾向で、2025年4月現在で、65歳以上の高齢者のみ世帯、一人暮らし世帯は6,458世帯、区内全体の16%にまでなっています。

特に、一人暮らしの高齢者は4,402人となっています。

その多くは民間マンションにお住まいです。

そうした高齢者が、例えば建て替えなどやむを得ない事情で次の住まいを探す際、民間マンションへの入居は困難を極めます。

区はそうした高齢者への住まいへの支援として、高齢者等住み替え相談支援を開始しています。

また、高齢者に部屋を貸す家主に向けた「千代田区家主サポート保険事業」も始めています。

こうした取組は私たちも求めてきたもので、評価しております。

まず、これまでの高齢者への住まいへの支援の実績と、区としての評価や課題をお聞かせください。

さて、高齢者への住まいへの支援は始まったばかりであり、千代田区に住み続けたいと願う高齢者のニーズに応えきれているわけではありません。

実際に、区内に住むことを諦めて長年住み慣れた千代田区を離れざるを得ない高齢者も少なからず存在します。

そうした高齢者の住まいの一つとして、高齢者優良賃貸住宅、いわゆる高優賃が区内にはあります。

入居者の家賃への支援として、最大4万円の補助があります。

ただ、入居者からお話を伺うと、年金だけの収入だけでは補助があっても家賃が高いなどの声を多数聞きます。

また、他の民間住宅と比べ、管理費の高さも高優賃の居住者から大変だという声を伺います。

高優賃の入居者の中には、貯蓄を切り崩しながら区営住宅が当たるのを待っている方もいらっしゃいます。

そうした方は、住まいへの不安を抱えながら生活をしているのではないのでしょうか。

そこで、高齢者優良賃貸住宅の家賃補助の上限4万円に、区独自で補助の増額ができないのでしょうか。

また、家賃補助の増額が難しい場合には、管理費への補助なども検討してはいかがでしょうか。

御答弁ください。

さて、高齢者向けの公営住宅は空きがなく、現在、高齢者優良賃貸住宅も入居を待っている状態だと聞きます。

つまり、高齢者が入居できる物件が少ないのです。

高齢者の皆さんが安心して住み続けられるためには、高齢者が入れる住宅そのものを増やす必要があります。

そこで、民間マンションの空き室利用や区として公共住宅を増やすことをも選択肢に入れて、高齢者が入れる住まいを抜本的に増やす必要があると思いますが、いかがでしょうか。最後に市街地再開発事業についてお伺いします。

市街地再開発事業の多くは、事業費を賄うために国や自治体から補助金が投入されます。現在、都内では都心を中心に様々な場所で再開発が進められ、税金が投入されています。その額も、資材高騰や人件費高騰などで補助の額も増えていると聞きます。来年度予算では、環境まちづくり費のうち「市街地再開発事業の推進」で10億5,000万余計上され、その内訳は飯田橋駅東地区、富士見二丁目の市街地再開発となっています。

そこで質問します。

それぞれの再開発事業の総事業費と補助金の額は幾らでしょうか。

御答弁ください。

そのうち、飯田橋駅東地区は、2022年に東京都から市街地再開発組合設立の認可を受け、本来、今年度竣工予定でした。

しかし、工事は進んでいません。

その要因として、2023年の決算委員会で、区は、「建設工事費等の高騰により事業者側で事業収支をどうするか検討している」と答弁しています。

そこでお聞きしますが、2022年認可された計画と比べて、今回の飯田橋駅東地区への補助は増えているのではないのでしょうか。

御答弁をお願いします。

国土交通省は昨年、3月31日の「事務連絡」で「全国的に市街地再開発の事業費が大幅に増加していることから、市街地再開発事業に対する補助金を見直す」としています。

市街地再開発事業の保留床の処分为建设費を賄うという仕組みが開発の巨大化を招き、物価上昇などの経済の変化に臨機応変に対応できない矛盾をつくりだしているのではないのでしょうか。

建築界のノーベル賞と言われるプリツカー賞を2024年に受賞した建築家の山本理顕氏は、東京の都市開発について、「今の開発は大失敗」、「地域の人に役立たないものをつくっている」と厳しく批判し、「住民と一緒に都市をつくる計画を立てればうまくいく」と東京の都市会開発の計画の見直しを訴えております。

千代田区都市計画マスタープランでは、まちづくりの在り方として「容積率のインセンティブをどの程度見込めるか、建物の高さがどこまで許容されるかなどの観点が先行しないように」と述べ、「地域の共感を得られるようなまちづくりの進め方や制度活用を選択していく」としています。

この立場に立てば、まちづくりを多額の税金を投入する市街地再開発だけでなく、ビルのリノベーション、中小ビルの建て替え、隣との共同建て替えなど、それぞれの選択に対応した人的、経済的支援の仕組みと充実が必要だと思いますが、いかがでしょうか。

御答弁をお願いします。

以上で、一般質問を終わります。

議長／保健福祉部長。

保健福祉部長／牛尾議員の御質問にお答えいたします。

まず、社会保険制度についてでございますが、社会保険料負担の在り方や高額療養費制度の見直し、OTC類似薬などにつきましては、国政の場において議論がなされるものと認識しております。

次に、国民健康保険料についてでございますが、加入者数が減少している中で、加入者の平均所得が低く、1人当たりの医療費が増加していることなどから保険料が高くなる傾向にあるものと認識しております。

次に、子供の均等割額の無償化についてでございますが、議員御案内のとおり、現在、まさに国で検討されているところでございまして、その状況を注視すべきものと考えております。

次に、繰越金（剰余金）についてでございますが、御指摘のとおり保険料を抑制するために活用しているところでございます。

次に、75歳以上高齢者の医療費窓口負担の軽減についてでございますが、現在、国政において議論がなされているものと認識しております。

一方、本区におきましては、高齢者の入院に伴う経済的負担を軽減するため、75歳以上の後期高齢者が入院した場合の費用助成を行う後期高齢者入院時負担軽減事業を行っていることは御案内のとおりでございます。

今後とも本事業につきまして、しっかりと取り組んでまいります。

最後に、高齢者への移動の支援についてでございます。

本区は、鉄道などの公共交通網が張り巡らされた全国で類を見ない地方公共団体であることに加えまして、地域福祉交通「風ぐるま」を運行しているという交通環境を踏まえまして、シルバーパスの購入助成及び高齢者へのタクシー券の支給につきましては、慎重な検討を要するものと認識しております。

議長／環境まちづくり部長及びまちづくり担当部長。

環境まちづくり部長／牛尾議員の高齢者の住まいへの支援の拡充にまずはお答えします。

初めに、「高齢者等住み替え相談支援」と「千代田区家主サポート保険事業」についてです。

住み替え相談支援は、今年度8月から専門的な知見を持った居住支援法人への委託事業を開始し、昨年12月時点で20件の相談に対応し、7件が成約に至っております。

また、家主サポート保険事業につきましては、昨年7月の開始以降、12月時点で8件の保険適用実績がございます。

これらの事業により、高齢者の民間賃貸住宅への入居に一定の成果が見られた一方、制度の認知度向上が今後の課題と認識しており、引き続き周知の方法を工夫しながら、住まい

の確保にお困りの高齢者が民間賃貸住宅に円滑に入居できるよう、きめ細やかな支援を行ってまいります。

次に、高齢者向け優良賃貸住宅における家賃助成の増額や管理費の補助についてです。

当該住宅は、バリアフリー化や緊急時対応、安否確認等のサービスが付随した民間賃貸住宅であり、区では国・都と連携し、入居者の所得状況に応じて家賃の一部を助成をしています。

一方、管理費につきましては、共益費やサービス料として、建物の維持管理や各種サービスの提供に要する実費であり、家賃とは性格を異にするものでございます。

区といたしましては、限られた財源の中で、他の施策との公平性や持続性を確保する必要があることから、現時点では家賃助成額の増額や、管理費への新たな補助は考えておりません。

次に、民間マンションの空き室利用や区として公共住宅を増やすことを選択肢として、高齢者の住まいを抜本的に増やすことについてです。

高齢者人口の増加に伴い、住まいの確保が重要な課題であることは、区としても十分認識をしております。

区では、区営住宅の供給水準を維持しつつ、民間賃貸住宅を活用した既存の施策を組み合わせることで対応をしており、今後も、民間賃貸住宅を活用した住宅施策を基本として取り組んでまいります。

まちづくり担当部長／次に、市街地再開発事業についてお答えいたします。

飯田橋駅東地区ですが、令和4年10月の組合設立時に認可された事業計画では、総事業費約367億円、補助金約22億円となっております。

今般の建設費高騰等を受け、組合において事業収支の見直しが行われており、この後の権利変換手続の際に事業計画の変更が予定されておりますので、総事業費及び補助金総額は現時点で確定がしているものではございません。

富士見二丁目地区も同様の状況であり、8月の組合設立時に認可された事業計画では、総事業費約448億円、補助額31億円となっておりますが、こちらも確定しているものではございません。

令和8年度における各地区の補助額は、それぞれの事業進捗内容を踏まえ、富士見二丁目地区に約8億5,700万円、飯田橋駅東地区に約1億9,800万円、合計で10億5,000万円余を土地整備費相当として計上をしております。

この補助金支出につきましては、権利変換の認可後に執行するものですが、再開発事業の実施に必要な既存建物の解体や整地、建物等に関する補償等に要する経費に充当するものとして予算を計上しております。

最後に、市街地再開発事業以外の支援制度についてです。

市街地再開発など開発諸制度等の活用だけでなく、地区計画に基づく個別建て替えやリノ

バージョンなどの手法も適切に組み合わせて、千代田区のまちづくりは取り組んでいく必要があると考えております。

神保町では次世代に継承するための取組を現在進めておりますが、街並みの継承とともに事業継承の支援などについても検討を深めております。

また、来年度は既存ストックを活用するアフォーダブル住宅の供給も進めていきますが、このような取組は御指摘の経済的支援の仕組みと充実につながるものであると考えております。

議長／牛尾こうじろう議員。

牛尾議員／自席より再質問させていただきます。

市街地再開発については、予算でもしっかりやりたいと思っておりますが、一点だけ。

先ほど、367億円のうちの22億円と、448億円のうち31億円と、その後確定していませんよって言っていましたけど、補助金の額が増える可能性があるかどうか、これをお答えください。

あと、高齢者についてですけれども、タクシー券とシルバーパスについてですね。

やはり、人との出会い、人との触れ合い(?)、これがフレイル対策になると言われております。

富士見の方は、高齢者サポートセンター、こうしたところに行くのに、「風ぐるま」では相当遠回りしなければいけないということで、風ぐるまに乗り遅れた場合は、独自にタクシーを使って行くという方もいらっしゃいます。

やっぱり、そうしたことを考えても、タクシー券を支給する、あるいはシルバーパスについてもですけれども、そうした高齢者のフレイル対策という面でも、やはり支援を検討する必要があるんじゃないかと。

実際、シルバーパスへ支援を始めている区もありますし、タクシー券についてはいろいろ議論あるでしょうけれども、そうしたことも視野に入れて支援の検討をぜひお願いしたいと思っておりますが、いかがでしょうか。

議長／保健福祉部長。

保健福祉部長／牛尾議員の再質問にお答え申し上げます。

路線別で62もの駅を擁している自治体は、恐らく千代田区以外にはどこにもないものと認識をしております。

ここまで鉄道網が発達をしている状況に加えまして、地域交通風ぐるまできめ細やかにサポートしているというのが実態でございます。

他の地方公共団体とは公共交通事情が大きく異なっている以上、同列に比較するのは難

しいと考えております。

こうした状況を考えますと、慎重な検討が必要だと認識をしております。

議長／まちづくり担当部長。

まちづくり担当部長／牛尾議員の再質問にお答えするのが最後なので、丁寧に答弁したいなというふうに思って、真意が、補助金は増やさない、増やすべきではないという真意なのかどうか分からないのですけれども、可能性としてはあるというふうに御答弁させていただきたいと思っております。

地域の方々が、特に飯田橋東に関しては、長年かけて検討してきたまちづくり、それを都市計画に定めて、市街地再開発事業を進めていくという形になっています。

今事業費が高騰している状況でも、努力して権利変換を行おうとしているというところなので、特に飯田橋の駅前に不足している広場だとか、空間だとか、区や個人で創出できるものではございませんので、今回の地権者の方々の協力なくできないという形になっております。

そういった地域の方々の努力に対して制度としてある補助金なので、そういうものに関しては、投入することは我々としては何も問題ないのかなというふうに思っておりますので、そういった御理解をいただくと大変ありがたいなと思っております。

議長／次に、17番田中えりか議員。

田中議員／令和8年第1回定例会におきまして、国民民主党より一般質問をさせていただきます。

欧州の教訓から学ぶ「多文化共生」の限界についてです。

千代田区において、来年度中の策定に向けて検討している多文化共生プランに関する策定委員会が今月2日にスタートいたしました。

一方、かつて寛容と多様性を掲げ、移民政策の先駆的存在であった欧州諸国は、今、大きな転換点に立っています。

ヨーロッパの国々が数十年来進めてきた多文化共生社会が現在、どのような状況にあるのか、今、まさに足を踏み込もうとしている我々は直視するべきではないでしょうか。

私自身、フランス、イタリア、イギリス、スイスなど、約30年にわたり欧州で暮らしてきた経験の中で、かつて美しい街並みと文化・歴史を誇った欧州の国々が現在、犯罪の激増、治安の悪化、そして修復不可能なレベルにまで達した社会の分断という、あまりにも重い、取り返しのつかない代償を払わされていく様を、実際に自分自身の目で見て、肌で感じできました。

今年で1789年に起こったフランス革命から237年、フランス革命から79年後の1

868年の明治維新から158年がたちました。

明治以降、私たちは「欧米に追いつけ追い越せ」とすり込まれてきましたが、果たしてその方向性は常に正しかったのでしょうか。

「理想論に基づいた多文化共生」と「行き過ぎた寛容」が国家の根幹を揺るがし、大量の移民流入が安全な市民生活への明白な脅威となった結果、欧州諸国は既に方向を大転換させ、入国制限や滞在資格の厳格化のみならず、社会統合できなかつた人々の自主的帰国援助へとかじを切り始めています。

欧州が多額の予算を投じて進めた語学教育の無償提供、手厚い住宅支援、生活支援などの統合政策も既に限界を迎え、結果として移民への「過剰な配慮と福祉依存」を生み出しました。

言語や生活習慣は教え込もうとしても、独自のコミュニティーに閉じ籠もってしまえば、社会の分断は防げなかつたのです。

長年寛容な受入れを続けてきたスウェーデンでも、大幅な方針転換・パラダイムシフトを行い、本年2026年から自発的帰国者1人当たり最大約600万円の報奨金を支給することで、移住者の帰国を促進し、加えて犯罪を犯した外国人の強制退去の強化を図っています。

在留要件や帰化要件の厳格化もさることながら、教育費・就労の機会・住居の供給・地域経済・地域活動など、社会のあらゆる側面で、自国民を最優先とする厳然たるヒエラルキーを再構築しているのが欧州諸国のリアルな現状です。

多民族国家であるシンガポールは、多民族・多文化・多宗教であるがゆえ、政府が意図的に「厳格なルール」を適用することによって、多文化共生を放置するのではなく、「厳格な監理と法規制」の体制を構築し、移住者にそのルールを理解し尊重することを求めることによって、社会秩序が保たれています。

昨年3月3日区議会定例会における区長召集挨拶では、区内の外国人人口はこの10年で1.6倍に急増しており、社会経済状況を踏まえると、今後もこの傾向が続いていく見込みであり、最近では窓口において、対応に苦慮する事例や生活習慣の違いからトラブルに発展する事例等、実務的な課題も見受けられるようになったとの認識が確認されました。

本年1月23日に高市内閣の下、関係閣僚会議にて決定された「外国人の受入れ・秩序ある共生のための総合的対応策」の中では、「我が国に在留する外国人等の増加に伴い、このような社会情勢の変化を前提としていなかった諸制度の在り方について、国民の関心が高まり、また、一部外国人によるものであるものの、我が国の法やルールを逸脱する行為や制度の不適正利用によって、国民が不安や不公平を感じる状況も生じており、こうした状況に的確に対処する必要がある」と述べられています。

日本の社会規範や遵法精神を理解しない一部の移住者を無防備に招き入れることは、日本人の安心安全な日常、そして日本国民の主権、生命、財産をも脅かす大きなリスクを伴う行為であるとの認識がようやく広がり始めました。

諸外国における自国民優遇制度、国籍や人種による区分けやすみ分けの実態に目を向けると、日本の現状がいかに寛容であり、いかに排外的でないか。

しかしながら、その寛容さが「自国民の犠牲」や「自国民への逆差別」の上に成り立つものであってはなりません。

欧州がかつて歩んだ同じ轍を踏んではならない。

欧州が既に引き返している道を、我々は今から進もうとしているのではないか。

それが今、我々が歴史から学ぶべき最大の教訓なのではないでしょうか。

日本は遣唐使の時代から、単に他文化を丸のみするのではなく、主体的に取捨選択していいものは取り入れ、日本風にアレンジ、ローカライズして自分たちのものにしてきました。

それこそが日本の知恵であり強さであると考えます。

かつて小泉八雲ことラフカディオ・ハーンが称賛したように、あるいは幕末から明治に來日した外国人たちが残した古きよき日本の姿を記した渡辺京二の著書、「逝きし世の面影」に描かれているように、日本を訪れる外国人こそが、世界における日本の特異性、日本人の類を見ない善良さ、純朴さ、清潔さ、調和、リスペクトといった日本人にとっては当たり前かもしれないけれど、世界の中では稀有である特性、すばらしさを深く認識し、その平和や調和が外国からの影響によっていつの日か失われてしまうであろうことを、誰よりも危惧していました。

現代でも、日本の社会規範を守り、日本に対する敬意の念を持った外国人ほど、現在の日本の状況に危機感を抱き警鐘を鳴らすと同時に、日本に対する敬意を欠き、ルールを遵守しない外国人たちと同一視されることを望んでいません。

小学生の児童が一人で電車通学したり、夜遅くまで塾に通ったりできるのも、電車内や公共の場で寝ていられるのも、携帯電話やお財布を落としても戻ってくるのも、女性や子供が夜一人で歩けるのも、世界的に見れば全く当たり前のことではありません。

現在の日本にある治安のよさや低い犯罪率、安全で効率的なインフラ、高品質なサービスは、日本人が元来持ち合わせる希少な特製が大きな要因であることに加え、日々のたゆまぬ努力や配慮の積み重ねによって成り立っています。

日本が世界に類を見ない高信用社会、ハイトラストソサエティーであることは、信用や誠実さ、伝統と改善、社会貢献などによって成り立つ創業100年以上の老舗企業の圧倒的な多さにも表れています。

外国人の国民健康保険の未納率の高さが問題となっていた新宿区では、来年度より加入時に、1年分をまとめて納付する一括前納制の導入が決定されました。

マイナスのコストを真面目に納付する日本人の負担のままに放置しないという明確なメッセージではないでしょうか。

これまでの我が国における多文化共生は、日本人が外国人に歩み寄り、日本人が変化することや相手に合わせることを強いる側面が強過ぎたのではないか。

また、手厚い福祉と支援を前提とした欧米型の統合政策も限界を露呈し、見直しを迫られ

ている現状鑑みれば、日本に住む以上、移住者に対して日本の慣習、起立、道徳観など、「郷に入っては郷に従う」という、日本社会への同化を求めることが真の秩序ある共生につながるのではないのでしょうか。

本区の施策において、日本人に我慢を強いる「共生」ではなく、日本人の負担を軽減し、公平性を保つための対策を講じ、移住者に日本社会への適応を求める方向へとかじを切るべきではないかと考えますが、本区の見解をお示してください。

「多文化共生」という美しい耳障りのいい言葉の影で、実際に日々の生活で負担を強いられているのは誰でしょうか。

それは、窓口で対応する現場の職員の方々であり、教育現場で苦慮する教員の方々やクラスメートの生徒たちや保護者の方々であり、そして日々、ごみ出しや騒音などのトラブル、インターナショナルスクールの一部の保護者による日々の送迎、迷惑駐車に苦慮する周辺住宅の方々、あるいは集合住宅の所有者が外資系に替わったことにより賃料が大幅に上がり、住み慣れた地域に居続けられなくなる住民の方々です。

道徳観や価値観の異なる人々によってもたらされる生活環境や治安の悪化、ルールの形骸化によって最も犠牲となるのは、子ども、女性、高齢者といった社会的な弱者です。

行政の窓口や教育現場、地域でのトラブル等、現場の方々にしわ寄せがいき、疲弊する現状を、本区はどのように認識されているのでしょうか。

そして、言葉だけではない具体的な対策として、どのように安全と平穏な生活を守るつもりであるのか、本区の見解をお示してください。

欧州のたどった道は、日本にとっての「未来図」であってはならない、そのような憂いを持って、私は6年半前に帰国しました。

欧州という先駆者が、多大な犠牲を払って我々に示してくれた歴史的教訓を、絶対に無駄にしてはならない、今こそ、歴史の教訓に学び、幻想や理想論、性善説に基づいた「多文化共生」ではなく、日本に暮らす以上、我が国のルールや規範への適応を正当に求める政策へと転換していただくことを求め、私の一般質問を終わります。

ありがとうございました。

議長／教育担当部長。

教育担当部長／田中議員の教育現場への具体的な対策についての御質問にお答えいたします。

教育委員会では、これまで現場の負担軽減に向け、通訳支援や日本語指導員を配置してまいりました。

また、意思疎通が難しい保護者への初期対応に苦慮する現状を踏まえ、常勤として通訳できる有償ボランティアを本年度配置したところでございます。

さらに、新年度からは、外国語に堪能な学校問題対策専門員を配置する具体的な対策の取

組を進めてまいります。

また、多言語による学校生活のルールを説明する資料を作成し、ホームページへ掲載するとともに、入学説明会でも配布しているところです。

今後、主に海外で学年が切り替わる秋に向けた転入時の面接などでも活用し、ルールの理解と徹底を促してまいります。

議長／文化スポーツ担当部長。

文化スポーツ担当部長／田中議員の多文化共生に関する御質問にお答えします。

外国人人口が増加する中、本区においても、窓口において対応に苦慮する事例や生活習慣の違いからトラブルに発展する事例など、実務的な課題が見受けられるようになったと認識しております。

そこで、外国人住民への対応を、区として総合的・体系的に推進するため、本年1月から学識経験者や弁護士、区民等から成る外部の検討委員会と庁内の検討委員会を開催しました。

多文化共生の実現に向けては、外国人住民においても地域のルールを理解し、守ってもらうということが重要であるとの認識の下、議論を開始したところです。

外国人住民の状況は地域により大きく異なることから、千代田区の特性を的確に把握し、実情にあった取組を進めることが重要であると考えております。

来年度は、区内の外国人と日本人、一部の区内事業者を対象としたアンケート調査の実施を予定しており、窓口や教育現場、地域でのトラブルなどの現状についても把握、分析してまいります。

一方、国においては、本年1月に外国人の受入れ・秩序ある共生のための総合的対応策を新たに取りまとめ、我が国の法やルールの中で、国民と外国人の双方が互いに尊重し、安全・安心に生活し、共に繁栄する社会の実現を目指す必要があると示されております。

今後、国の動向なども踏まえ、庁内外の検討委員会で、公平性を保つための対策なども含めた様々な取組についても検討してまいりたいと考えております。

議長／次に、21番ふかみ貴子議員。

ふかみ議員／令和8年第1回区議会定例会に当たり一般質問を行います。

現役世代のケアラーに対する就労継続支援について、質問させていただきます。

毎朝早く起きて働き、子供を育て、高齢の親に寄り添いながら、社会を支える。

この営みは自己責任ではありません。

社会の根幹です。

千代田区の持続可能性そのものです。

しかし、今、その背骨が疲弊しています。

物価上昇に加え、仕事の変化と重責、人手不足の慢性化が重なり、支える側が限界に近づいています。

円安・物価高・金利上昇、三重の圧力が家計を直撃しています。

仕事は休めない、でも家族のケアも日々のやりくりも待ってくれない。

この板挟みが、生活を静かに削っていきます。

「忙しくて、子供と向き合って話す時間がない」「親とゆっくり過ごす時間がない」「頑張っても、人材不足の中で制度や業者を探すだけで、膨大な時間がかかる」。

さらに、制度が「窓口に来られる人」を前提にしている一方で、現役世代は「来られない」という現実があります。

相談する時間も、弱音を吐く余裕もなく、孤立したまま、必死に耐えている人は少なくありません。

懸命に働く人ほど、自分の声を後回しにしてしまう。

内閣府の全国調査でも、孤独感が「ある」と答えた人は約4割で、特に20代から50代で4割を超えています。

千代田区は、単身世帯が約6割と多く、夫婦ともに就業している世帯も全国より多い。

また、マンション居住者が約9割という特性もあります。

だからこそ、この問題は、より切実です。

だからこそ、問います。

支援を「受ける側」中心に整理していて、支える側の時間と負担が見えにくいままになってはいないでしょうか。

「家族を守ること」「働く世代を守ること」「支える側が倒れないようにすること」それぞれが、千代田区の未来を守ることではないでしょうか。

「支える側」の制度設計の実現は簡単ではありません。

しかし、必要です。

今こそ、区政の施策立案の視点として、明確に持つべきだと考えます。

第1に、情報への接続の強化についてお伺いします。

現役世代のケアラーは、仕事と家庭の両立の中で、区役所の窓口で足を運ぶ時間も、制度を探す時間も、確保することが容易ではありません。

時間がないのです。

余裕がないのです。

情報は届きにくく、用語もふだんの言葉ではないので、理解が非常に難しい。

支援には導線設計が必要です。

導線とは、ステップ1、きっかけがある、2、問う、3、整理する、4、相談する、5制度につながるという流れです。

現役世代には、何度も窓口に来る余裕がありません。

しかし、利用する制度をオンライン上で決定することまでを求めているわけではありません。

求めているのは、適切な相談に接続しやすくする設計の強化です。

窓口相談職員の判断の代替ではなく、今後A Iなどを活用し、入口導線の強化が必要だと考えます。

検索機能ではなく、A Iを、相談内容を整理して必要な支援につなぐための聞き取り役として活用する。

問いが整えば、案内は整う。

区として、質問テンプレート（プロンプト）を整え、聞き取りを標準化する。

このことにより、適切な支援にたどりつきやすくなります。

近年、行動科学の知見を踏まえ、情報提供は正確さだけでなく、認知を高める設計、理解を促す設計、行動につながる設計などを含め、コミュニケーション戦略を目的別に組み立てることが重視されてきました。

この視点は、既に多くの分野で実装されています。

動画配信、個別カスタマイズ情報配信、マイページでの履歴管理。

できることは多々あります。

そこで伺います。

オンライン窓口において、チャットボットなどが活用されている事例もありますが、今後、A Iの活用も視野に入れ、過去の相談事例などを蓄積し、質問テンプレート（プロンプト）の提示など、相談に到達しやすくする設計を強化していくことに、区の見解をお伺いします。

現在、各窓口ごとに分かれているアカウント情報などについて、本人同意の下で連携を進め、ライフステージに応じた関連支援情報をLINEなどで届ける仕組みを検討するなど、相談に到達しやすくする設計を強化していくことについて、お考えを伺います。

第2に、移動負担の軽減についてお伺いします。

現役世代のケアラーにとって、就労継続を最も左右するのが移動です。

突発対応が続くと、重要な会議や役割を果たせないが増えます。

さらに、家族の大切な場面に立ち会えない。

その積み重ねが、心労や離職につながります。

千代田区は、独居やマンション居住が多い。

そのため緊急時の最初の一手が空白になりやすい。

誰が気づき、確認し、救急につなぐのか。

家族がすぐ駆けつけられないとの、この初動が人任せになりやすい構造があります。

ただし、課題は平時にもあります。

平時にも、相談・調整・確認のための移動が積み重なります。

一つ一つは小さくても、予定が崩れる回数が増えます。

すると、判断や手続が先送りになり、心や家計の余裕がなくなり、安定した就労を続けにくくなります。

では、どうすればいいのか。

ここで、ほかの自治体の事例を見ると、要点は2つです。

1つ目は、緊急時の最初の一手を仕組みで補うことです。

例えば、家電や水道の使用状況など、生活の気配をセンサーで捉え、一定時間動きがない場合のみ通知する。

さらに、通知で終わらせずに、状況確認、連絡、必要なら初動までを一連で設計する。

こうした見守り+初動の仕組みが、既に動き始めています。

2つ目は、平時です。

行かなくても済む設計を増やす。

駆けつけることができない家族や、遠方の家族も同席できるように、オンラインで三者・多者相談を行う。

申込みから日程調整、当日の接続までを一連化する。

端末やネットが苦手な方には、地域の拠点で職員が接続支援している事例もあります。

効果は明確です。

緊急時の対応が早まり、本人も家族も安心です。

ケアラーは、仕事の合間やフレックスでも対応できます。

関係者が同時に情報共有でき、意思決定が早まり、関係機関の負担も減ります。

結果として、人材不足でも支援が滞りにくくなります。

家計負担も抑えられます。

そして何より、大事なときに家族のそばにいられます。

そこで伺います。

独居の多い千代田区として、緊急時の最初の一手、通報、情報確認、救急要請までを家族の駆けつけに依存しない仕組み化について、区の認識と今後の検討方針を伺います。

平時における移動回数の削減のため、オンライン相談・同席の標準化など、DX活用の仕組み化について区の見解をお伺いします。

第3に、重度化予防に向けたデータ活用についてお伺いします。

寝たきりなど、重度化が進むと、介助が常態化し、ケアラーの就労継続は難しくなります。

本区では、国保データを活用したデータヘルス計画を実施しています。

また、全国医療情報プラットフォームや、介護情報基盤の構想が進み、本区でも、医療機関や介護事業所の間でデジタルデータを共有する取組が進んでいます。

都心にて医療資源が集積している千代田区だからこそ、活用の可能性は大きいと考えています。

大前提として、医療・介護データは、慎重な取扱いが求められる個人情報です。

日本は、皆保険の下で、質の高い医療・介護データを蓄積してきました。

だからこそ、匿名化・集計したデータから、主な傾向を把握し、目的を予防に限定し、健康促進に生かす。

この手法が最も有効で、プライバシーに配慮した活用の形だと考えます。

では、このデータを、今後どのように区民に還元するのか。

私は、医療データと介護データのクロス分析が鍵だと考えます。

医療データだけでは見えない。

介護データだけでも見えない。

しかし、両方を横断すれば、重度化した人と重度化しなかった人の差に一定の傾向が見いだせる可能性があります。

地域には、顔の見える関係を築き、きめ細かな対応行う医療・介護の関係者の方々が多くいます。

その現場で見えている重度化のサインを仮説として整理し、データで検証し、知見として多くの方々に還元する。

この循環は、さらなる地域コミュニティの力になります。

これらは、健康寿命の延伸にもつながります。

支える家族の負担も軽くなります。

医療・介護費の抑制にもつながります。

そして、何より、大切な人がより長く元気でいられる。

これは一番の価値だと考えます。

以上を踏まえ、伺います。

デジタル化・データ連携を進めるに当たり、将来のデータ活用として、医療と介護データを横断し、重度化した人、重度化しなかった人の差などを把握する。

そして、それらを保健事業・介護予防に反映し、区民に還元していくお考えはありますか。

また、その知見を区民に還元し、重度化予防を通じて、家族負担を軽くし、離職回避・就労継続支援につなげる方針について、区の見解を伺います。

以上、今後へつなげる明解な御答弁をお願いし、私の質問を終わります。

ありがとうございました。

議長／保健福祉部長。

保健福祉部長／ふかみ議員の御質問のうち、まず、介護における移動負担の軽減に関する御質問にお答えいたします。

本区におきましては、ひとり暮らし高齢者や高齢者のみ世帯の方が、家庭内で緊急事態となったときに、民間事業者による安否確認及び迅速な緊急対応を行う救急通報システムを導入しております。

当システムは、利用者からの連絡だけでなく、一定の時間、室内で動きがないと自動的に

センサーが検知をして民間事業者に連絡が行き、専門の派遣員が駆けつけ、安否確認や救急車の手配等、必要な救援を行うもので、昨年度末までに累計で223台設置しているところでございます。

したがって、「緊急時の最初の一手の仕組み」として、また、離れて暮らす御家族の安心を支える仕組みとして、より一層、この事業の周知を図ってまいりますとともに、離れた場所からの見守りや意思疎通における新たな手段につきましても研究をまいります。さらに来年度には、職員の業務負担軽減や、利用者の安全確保の観点から、介護施設において見守り機器を導入する際の助成を行うなど、DXを活用した仕組みづくりにも取り組んでまいりたいと考えております。

次に、重度化予防に向けたデータ活用の御質問にお答え申し上げます。

区では、令和6年3月に策定したデータヘルス計画に基づき、レセプト情報等を活用して、健診受診の勧奨など、各種保険事業を実施しております。

そして、後期高齢者医療制度の下、令和6年度から保険事業と介護予防の一体的実施事業として、高齢者の低栄養防止の観点から、栄養摂取に課題のある高齢者をデータから抽出し、区の保健師等が御自宅を訪問し、御相談等に応じており、引き続きこの取組を丁寧に進めてまいります。

さらに、今後、保健師、看護師、あんしんセンターの職員などが、高齢者の御家庭に直接訪問する中で感じた兆しや経験につきましても、共有や伝承に努め、効果的な支援につなげていくことができるよう取り組んでまいります。

議長／デジタル担当部長。

デジタル担当部長／ふかみ議員の情報接続の強化に関する御質問にお答えいたします。

現役世代のケアラーを含め、全ての方が必要な情報を円滑に取得できる環境を整えることは、行政サービスの質を向上させる上で大変重要であると認識しております。

区では、令和5年8月からポータルサイトの運用を開始し、アカウント情報を活用したプッシュ型の情報配信を行っております。

今後、さらに情報への接続を強化するため、AIの活用も視野に検討を進めてまいります。

議員御指摘のような、ホームページ等の利用者に対し、アカウント情報や過去の検索履歴、行政情報を掛け合わせ、利用者の状況やライフステージに応じて、媒体側から能動的に情報提供する仕組みは、区民が必要な支援・制度を適切に利用する上で有効です。

特化型AIの構築に向けた技術的な課題を踏まえつつ、将来的な実装の可能性を見据え、検討を進めてまいります。

議長／次に、4番小枝すみ子議員。

小枝議員／令和8年度千代田区第1回定例会に当たり一般質問をいたします。

大項目の1点目、文化継承の担い手支援というところから伺います。

議会に提示された過去最大1000億円規模の予算が、千代田区の暮らしと文化を守り、コミュニティーをつなぎ直す予算になってくれるのか、将来につけを回すばらまき予算になってしまうのか、確かめるための予算審議が始まりました。

800事業と言われる中には、住民のためと書いていても、住民が望んでいたものと食い違ってしまう場合もないとは言えません。

これまで以上に対話する力と調整する力が問われていると考えております。

以下質問いたします。

まず、文化継承者が商売を続け、住み続けられるための予算かどうかについてです。

今回の予算の特長の一つは、江戸の文化を引き継ぐ祭事の支援に踏み出したことです。

それらが花のお江戸の有形無形の文化財であることは論を待ちません。

このたび、はんでんや手拭い、神輿や山車の修繕費を税金で応援するという事に踏み出したことにはいささか驚きましたが、それらが文化継承の手助けになると思ったのはなぜでしょうか。

まず、区が判断した根拠について説明をお願いいたします。

仮に、文化継承支援になったとしても、具体的な問題解決にはなりません。

お祭りを支えるのは古くからの氏子、こうした方々が住み続けられない町会・商店街・文化を担う住民・事業者が、減り続けてきた。

このことが最大の原因であるからです。

住み続けられない、事業継承できない現状をどう認識し、流れを変えることができるのか、正念場なのだと考えています。

100年続いた自営業者の方から「千代田区は高収入の区民が増えればよいのであって、コツコツ商売をやっていような我々はいなくなっても何とも思わないのでは」というふうに関われまして、ショックを受けました。

私のほうは「そんなことはありませんよ、今年予算では家賃補助も大幅増額をして、地域を守ろうと踏み込んでいますから」と伝えました。

そうは言ってもこれまでの経験からすると不安があります。

そんな思いから担当者の方々をお願いをし、予算の考え方を聞きました。

その結果、今回の予算にはつなぎ直しという思いが込められたものであるとの印象をもちました。

予算にこめられた思いと、現実社会がうまく重なってくれるでしょうか。

そこが問題です。

海外雑誌で、神保町が世界一クールな都市に選ばれました。

言うまでもなく、世界がときめくまちの魅力をつくり出している、その一つ一つは民間の力です。

そして今そこに、高い家賃、固定資産税、修繕費などがのしかかり、100年あったのだからずっとあるはずだと、そう思われている大盤石な看板でも、負担増と先行きの困難さに見舞われています。

区は、このように困難になっている事業者の現状をどのように把握し、どのような対策を考えているのかお答えください。

次世代の皆さんが御商売を続けてよかった、血縁ではないけれどもやってみたいなどを後押しするような、縦割りではないつながりが必要です。

そうした視点は、新予算の中に見いだすことはできます。

「現場の困った」と「区が考える制度」がマッチングするか、そしてそれは誰がやるのか、そうした説明していただきたく御答弁をお願いします。

その2です。

文化施設を担う官民協働のプラットフォームとしての財団について伺います。

千代田区は、5年ごとに文化芸術プランを策定し、現在、第5次が完成目前です。

策定会議には、番町麹町の文豪・画家・作曲家などを調べ上げ、「わがまち人物館」としてまとめてくださった地元の元町会長さんがメンバーともなり、精力的に話し合いがもたれていることが分かりました。

こちらの画像は、まちの記憶保存プレートですが、もっと計画的に広げたいと話もされていきました。

ここで一つ、第5次プランは何が拡充し、どんなふうに進んでいくのか、ポイントについて、まず御説明を願えたらと思います。

昨今では、景観部門が旧淡路画廊、Gallery蔵といいますか、それは旧李王家など、再開発によって保存された各地保存の建物を新たに指定したと伺いました。

宮本公園の遠藤家、麹町の心法寺、あるいは、まだまだありますけれども、無数にある100年の古民家、旧永田町小学校など、官民の価値ある文化財を今からつなぎ直し、巻き込む仕掛け、諦めない仕掛けが必要ではないでしょうか。

お答えください。

こちらは、22区の文化事業の運営状況について、かなり以前に職員に作成してもらった資料です。

19区では、文化振興を目的とした公益財団が存在することが分かります。

千代田区はまちみらい財団がありますけれども、こちらは、住宅やまちづくりを担う場であって、文化芸術を目的とはしておりません。

新年度予算で千代田区は、カザルスホールの再活用に踏み出しました。

同エリアでは、明治大学が山の上ホテルの復元に踏み出しました。

区長と学長のすばらしい英断のたまものだと思いますが、制度的に支え、実現する仕組みが整ってはいません。

行政と民間が共通の目的を持ってつながり、資金を出し合い、横連携を図る。

他区のような文化振興を目的とした財団をつくるということは考えられないのでしょうか。

例えば、台東区を御覧ください。

名称は「芸術文化財団」というふうな名称で、朝倉彫塑館、一葉記念館など6施設を財団の下で運営をしています。

かつて瀧廉太郎も演奏したという日本最古の洋楽音楽ホール「上野奏楽堂」といいますが、ここはいつか老朽化による解体計画が浮上しましたが、現在地に移築保存し、重要文化財として財団が保存活用をしています。

その運営は、理事として上野の寛永寺の住職や教育委員会、芸術大学の先生、体協や観光連盟など、官民の主要な人々が一堂に会して議員は評議委員として関与をしています。

「墨田財団」では北斎美術館を、「新宿財団」では漱石山房記念館など、新たに開設するなど、守りではなく未来に進む意思の力が見て取れます。

千代田区では30年余り、文化行政の位置づけが希薄になりつつありました。

そこで、学芸員や文化財保護審議会、景観まちづくりの先生方がど真ん中のテーブルでつながっていただき、行政とともに戦略を描き、知恵を出す場、そして区長が守ろうと踏み出した祭礼文化や、「江戸の都市計画の元になる呪術」、これに関する知識、千代田区が千代田区であり続けるために必要な有形無形の文化財を守り活用する力を発揮するための教育と文化のまち「千代田財団」を設置し、戦略的に文化政策を推進してはどうか、御答弁をお願いします。

次に、同業種団体へのイベント補助の在り方について伺います。

同業種を横つなぎすることも、予算の中で位置づけをされていました。

お蕎麦屋さんに印刷活版の歴史由来、文化継承は極めて重要なことです。

同時にエリアの価値を高める他の分野にも視野を広げる必要があります。

産業や商売は文化であり、そのつながりがまちの魅力を高めています。

行政とよりよき関係を築き、歩みを進めていくようなテーブルがあるのが好ましいと考えます。

例えば江戸の提灯づくりやキリダンス、染め物、甘酒、カンテン、江戸小物など、1、2軒しか残っていないオンリーワン業種もあれば、酒屋、和服、和菓子屋、洋菓子、カレー店のように老舗と新しいところなど、多種種類のある業種もあります。

そうした方々が強制ではなくて、江戸グルメや千代田ブランドといった入りやすいジャンルをつくり、負担なくつながることで、共通の課題を解決していける緩やかな団体となることができれば、税金のことや不動産のこと、事業経営者のことで孤立をせず、千代田江戸グルメというものがあちこちで楽しめるような日があるのではないかと想像します。

同業種の横つなぎ予算の拡充について、千代田ブランドにつながる展望を含め、お考えを伺います。

次に、町会・商店街など公共的な役割を担う組織にバックアップオフィス人材の活用をし

てはということについて、伺います。

町会や商店街の予算が大きく増額されましたが、会員数の減少や運営を担う人材が見つからないため、統廃合の必要性も聞こえてきます。

実務は役員が手分けしてになっており、商売で忙しい人や働き盛りの若者は、その運営を担うことができないという声も聞こえます。

そこで必要なのは、作業の一部をサポートするバックオフィス人材ではないでしょうか。

例えば、IT業務に長けた人材を容易に雇えるようにしてはどうかと考えます。

学生でもいい、子育て中の奥さんでもいい、1週間に1回、1、2時間のサポートがあれば、町会や商店街のDX化は一気に進み、それが町会・商店街の担い手拡大になる可能性もあるのではないかと考えますが、いかがでしょうか。

拡充の話ばかりではなく、町会や商店街の統合の手続を明確化することも必要と考えます。コミュニティーの核である町会・自治会が空洞化をしないように、場合によっては統廃合の支援や手順手続の整理も必要と考えますが、御認識を伺います。

次に、DXと民主主義について伺います。

在住者が7万人、在勤者・学生が100万人、14倍もの昼間人口を持つ自治体は、日本中にほかにありません。

こうした千代田区の特殊性に加え、代表制民主主義には限界があり、区政運営において分断を招かないよう、参画共同の仕組みは極めて重要と考えます。

かつて、コロナ禍の台湾で初代デジタル大臣となったオードリー・タン氏は、参加型、熟議型の民主主義のツールとして、デジタル技術の活用方法を提示しました。

千代田区でも実は、企画部門を中心に十数年前から、インターネット世論調査を実施して、民意の把握に努めてきました。

それら実績を共有化し、各部、各課の事業執行においても変化と多様性の時代に対応する共同参画と対話の手法として拡充してはいかがでしょうか。

住民、在勤・在学、性別、世代別、地域別にデータを取れる手法として有効だと考えます。考え方及び今回の予算に反映されたことがあれば御提示をいただければと思います。

最後に、二元代表の考え方について伺います。

議会人といたしまして、合意して進行している作業について後戻りする議論は基本的にはできませんし、今回する気もありません。

しかし、そうした議会人としての良識が悪用されることはあってはならないという立場で官製談合発覚後の調査の在り方について確認をさせていただきます。

千代田区では総務課における職務に関する法律相談を活用して、官製談合が表面に出る前から、野々上弁護士と中村弁護士に事前相談、職員ヒアリング、報告書の作成などを行いました。

公平性の観点から行政に寄り添う専門家会議ではなく第三者委員会をつくるべきではないかという議論が、議会においてあったことは御記憶と思います。

区議会には報告書の正当性を確認する役割があります。

このことは、委員会の設置理由、申し送り事項に明確に記述されています。

事件の背景に上司からの指示命令があったかどうか、事実を確認することなしに再発防止対策はできないという合意で刑事確定記録の閲覧を行いました。

この間、チェックする役割の委員会が、チェックする相手である行政に相談し、区の法律相談を活用するという流れが分かりました。

そして、6か月の間、委員会に何ら説明もせず、相談もありませんでした。

私自身は全ての文章をホームページで公開しておりますので、詳しく知りたい方はそちらを御覧いただくとして、その上で伺います。

パワポのこうした事柄について、たとえ委員長からの指示命令があったとしても、行政の作成した報告書の正当性について、行政のフォームに相談を持ちかけ、それに応じるのは問題だったのではないのでしょうか。

区は二元代表制を踏まえ、そのやり方は適正ではないと助言をしなかったのでしょうか、お答えください。

実際、4月から9月まで、5月1日の総務費での相談、9月16日の議会費での相談を含め、6か月の間このことを、所属委員、私は知ることができませんでした。

また、なぜ相談先が第二弁護士会のみなのかという区民からの問いに答えてほしいという質疑、質問に対し、千代田区は第二弁護士会が管轄になっているからだと答弁されましたが、同じ法律相談を活用した野々上弁護士は第一弁護士会で、中村弁護士は東京弁護士会所属でした。

矛盾に見えますが、区民に分かりやすいように説明をしてください。

議会と行政が二元代表としての独立性を持つ機関として健全に機能しない限り、1000億円の予算が区民を幸せにするものとして十分に機能はいたしません。

大切なところですので、これらを踏まえ、全ての質問に誠実なる御答弁をいただければと思います。

以上です。

ありがとうございました。

議長／地域振興部長。

地域振興部長／小枝議員の御質問にお答えいたします。

祭礼文化の継承支援についてお尋ねがございました。

今年度の調査により、本区の祭礼文化は、江戸以来、町会を基盤とした協働により受け継がれ、地域の誇りや人と人とのつながりを育んできた重要な文化であるということを再確認いたしました。

一方で、担い手の高齢化や人材不足、運営ノウハウの継承に加え、神輿や山車など祭礼道

具の修繕・調達費も大きな課題となっております。

こうした状況を踏まえ、継承支援の第一歩として他自治体でも実績がある祭礼道具等への予算を計上するとともに、引き続き、担い手育成や普及促進等、様々な施策を検討してまいります。

伝統を担ってきた区民や事業者の減少についてお尋ねがございました。

祭礼や町会活動、商店街、伝統的な味など、地域を支えてきた営みは、担い手の高齢化や生活様式の変化、経済環境の影響により、継続が難しくなっている面もございます。

一方で、新たな区民や事業者の参画により、事業の継承や新陳代謝も進んでおり、区内の状況を一概に減少していると捉えることは適切ではないのかと認識しております。

担い手や店舗数の増減は、人口構造や働き方、ECの普及、地価・賃料など複合的な要因によるものだと思います。

区としては、経営相談や融資あっせん、商店街支援、事業承継、販路開拓支援を一体的に進め、次の担い手につながる環境を整えてまいります。

次に、江戸グルメ等を基軸とした同業種団体に関わる取組についてお尋ねがございました。江戸文化を統一したブランドとして発信することは、江戸の中心に位置する千代田区にとって、地域の誇りを育み、文化を未来へつなぎ、地域価値の向上に資するものと認識しております。

江戸の食文化は、その重要な要素の一つであります。

東京都では、江戸文化の世界遺産登録を見据えつつ、江戸の魅力と価値の発信を進めております。

区としても、こうした動きと連携し、江戸文化の発信と活用に取り組んでまいります。

町会・商店街等の負担軽減に向けたバックオフィス人材の活用についてお尋ねがございました。

町会・商店街が地域コミュニティーの中核として役割を果たすためには、運営に伴う事務負担の軽減が重要でございます。

区では、各団体の実績を丁寧に伺いながら支援を進め、バックオフィス機能の支援に加え、町会の再編などの相談にも対応しているところでございます。

商店街についても同様にバックオフィス支援の必要性を認識しておりますが、昨今の人手不足の中でサポート人材の確保は困難な面がございます。

業務の標準・簡素化も含め、効果的な支援手法を検討してまいります。

議長／文化スポーツ担当部長。

文化スポーツ担当部長／小枝議員の文化継承を担う官民協働のプラットフォームとしての財団に関する御質問にお答えいたします。

まず、第5次文化芸術プランについての質問ですが、第5次では、現在改修工事中の内幸

町ホールやアートスクエアのリニューアル後につながる新規・拡充事業を記載しております。

休館中もこれらの施設で行われていた取組を、引き続き、固定の施設に縛られずに事業を展開する方向で、本プランの重点目標の達成に向け、取り組んでまいります。

次に、景観部門の指定とのつながりについては、景観と文化財それぞれの法令や基準に基づいた取組を行いつつ、互いに情報を共有し、取り組んでいきたいと考えます。

次に、財団の設置についてですが、区では直接区民とやり取りすることで、きめ細やかな対応に努めており、現時点では御質問をいただいた財団を設置する予定はございません。

議長／政策経営部長。

政策経営部長／小枝議員の御質問にお答えします。

初めに、DXと民主主義に関する御質問についてですが、本区においては、デジタル技術の活用も含め、様々な手法を用いながら、区民や在勤者、在学者など多様な意見の把握に努め、それらのデータを活用し、各事業を推進してきました。

今後も引き続き、デジタル技術も適切に活用し、多様な意見の把握に努めてまいります。

なお、令和8年度予算における情報リテラシーに関する取組も、正確な情報が民主主義の大前提であるとの認識に基づくものです。

次に、二元代表制に関する御質問についてですが、職務に関する法律相談は適正に運用されており、また、特定の結論や判断の方向性を強制するものではありません。

したがって、二元代表制として問題があるとの御意見には賛同いたしかねます。

なお、区議会のホームページで公開されている議事録では、議員御指摘の質疑答弁は確認できませんでした。

議長／小枝すみ子議員。

小枝議員／教育と文化のまち千代田区宣言のところに関わって、財団の設置のところなんですけれども、これは私、文化芸術プランの会議の議事録を読みました。

これでは、世界に冠たる歴史文化の千代田区では寂しいというようなことを嘆いていました。

非常に直接やるのが積極的なのかどうかということについては、もう一度財団について検討してもらいたい。

議長／文化スポーツ担当部長。

文化スポーツ担当部長／小枝議員の再質問についてお答えいたします。

先ほど御答弁したとおり、区では、直接区民とやり取りをすることで、きめ細やかな対応に努めていると考えておりますので、現時点では、御質問いただいた財団を設置する予定はございません。

議長／議事の都合により休憩します。

* 休憩中 *

議長／休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続けます。

22番桜井ただし議員。

桜井議員／質問に先立ち、今月、2月8日に行われた第51回衆議院選挙において我が党は316議席を獲得し、与党では過半数を大きく上回る議席をいただき、第二次高市内閣がスタートをいたしました。

これからも我が党は責任政党として、私たち地方議員にあっても、おごらず謙虚に区民の皆様に向き合い、しっかりと区政に取り組んでまいります。

それでは、千代田区議会自由民主党議員団の一員として一般質問をいたします。

まずは、高校授業料無償化と区立九段中等教育学校の今後の対応について質問をいたします。

高校授業料の無償化については東京都や国において計画がなされ、今回の予算が通れば国公立だけでなく私立においても所得制限なしで無償化が行われます。

国公立や私立を問わず、全ての高校生が対象になります。

東京や大阪などの都市部においては今回に先立ち、段階的に行われてきましたが、国公立の高校では所得制限なしで授業料の年11万8800円が無償化され、私立高校でも令和8年度からは授業料の全国平均相当額である45万7000円までが支援されるようになります。

さて、今回の授業料無償化に伴い心配されることが出てきました。

それは無償化に伴って学校選びに変化が生じるのではないかとということであります。

生徒にとっては学校を選ぶに当たっての選択肢が広がることになるわけで、大変喜ばしいことだと思います。

もちろん生徒を持つ御家庭においては財政的な負担が軽減され、喜んでいただけるものと思います。

しかし今回、このことによって公立だけでなく私立の選択肢が広がることで、公立離れが進むのではないかと心配が生じます。

特に区立中等教育学校を有する千代田区にあっては、なおさらその動向を注視する必要が

あると思いますが、区のお考えをお聞かせください。

昨今の都立高校の入学者応募状況を見ると前年割れをしている年が多く、令和7年度においては大きく減る結果となっています。

一般の都立高校の応募状況については、近年、全日制普通科を中心に減少傾向にあり、2020年度には実質倍率が19年ぶりに1.3倍を下回りました。

この理由としては私立高校との競合激化や都内の中学校卒業生の減少が影響しているそうです。

驚くべきことに東京都では昨年春に行われた全日制の都立高校の3割余りを占める、61校が定員割れとなったとの報告がありました。

ここで質問します。

区として都立高校の定員割れに対してどのように把握され、どのような見解をお持ちであるのか、お伺いをいたします。

さて、区立九段中等教育学校は平成18年に千代田区立中高一貫校として開校をいたしました。

長い歴史を持つ都立九段高校の伝統を引き継ぎ移譲され、区民枠と区外枠がともに76名の定員をもって構成されています。

区によると開校当時、「千代田区内の小学生には私立の中高一貫校へ行く生徒が多く、区立中学校への進学率が大きく低下する傾向がありました。

千代田区としては「公立校の復権」を目指して、その流れをストップさせ、魅力ある公立校を再興したいと考え、区立中等教育学校を開校した」とありました。

また、全国でも珍しい区立の中等教育学校とした理由も千代田区は区独自の教育サービスの提供、基礎的自治体である千代田区が運営することで、区民の声を反映したきめ細かな教育や、手厚い人件費配分による少人数教育を可能にしていると区は述べています。

このように区立としたことによる独自性ある魅力は、計画どおりに達せられているのでしょうか、お伺いをいたします。

さて、九段中等教育学校の受検者数の推移を見てみると区内の生徒たち（A区分）は安定して毎年2倍強程度で推移しているのに対して、区外の受検数（B区分）を見てみると他の都立高と同様な傾向を示しており、受検数の減少が見られます。

九段中等教育学校においても公立離れが心配され、私立校への流れが加速することが心配されます。

九段中等教育学校のホームページによると「6年一貫教育の中で体験を重視した多彩な授業とグローバル教育・ITC活用が特徴で、生きた英語力や探究学習に力を入れ個別最適な学びを提供し、土曜授業も実施、難関大学への高い進学実績を誇る、地域に根差した公立中高一貫校」として様々な事業を紹介しています。

公立校でありながら質の高い教育を求める家庭に選ばれ、高い学力と主体性を身につけられる学校として評価されています。

さて、このような教育環境の中で授業料の無償化が行われます。

九段中等教育学校においても、区外の受検数（B区分）では、受検数の減少が見られる中、区立九段中等教育学校がアピールする魅力ある学校とは何でしょうか。

これから受験をする子供たちに支持される学校とはどのような学校でしょうか。

区のお考えをお伺いします。

国は公立高校を地域が求める人材育成、教育機会の均等を図ることなどの重要な存在として位置づけ、補正予算を組むなどして改革に取り組む公立高校を支援するとしています。教育行政学が御専門の東北大学大学院青木栄一教授は「学びの意欲に応える環境づくりや多様なニーズを満たせるよう教育の質を上げていくことが求められている」と述べられ、これからの学校の在り方について述べられています。

九段中等教育学校がどのような時代であっても、どのような環境下であっても子供たちにとって支持される公立校であってほしいことを願ってこの質問を終わります。

次に、いきいきプラザ一番町の改修について伺います。

いきいきプラザ一番町は平成7年、千代田区の福祉施設の拠点として一番町にあった旧国鉄総裁公館跡地に建設し、今年31年を迎えます。

当時、高齢化社会への対応と区民福祉の充実を目的に高齢者サービス機能、文化コミュニティ機能、健康・保健機能をもった総合公共施設として建設されました。

地下2階、地上8階の館内には特別養護老人ホーム、ショートステイ、デイサービス、居宅介護支援事業、高齢者住宅、カスケードホール、温水プール、区民ギャラリー、会議室、交流スペース、社会福祉協議会など様々な機能を有する事業があり、麴町地域の福祉の拠点となっています。

私はこの施設が区民に根差した大切な施設であり、このように様々な機能を持つ区民に愛された施設であること、また、利用者の多くが高齢者でお身体の弱った方、精神的にもいろいろと配慮をしなければいけない方々などを考えると、一日も早く大規模改修をしなければいけないと強く思っています。

区では今までにも保健福祉委員会においていきいきプラザの大規模改修の必要性について説明をされています。

千代田区公共施設等総合管理方針では、建築後30年で大規模改修を行い、60年で更新、建て替えのようですが、行うこととしていますが、その後この施設は30年が過ぎ、いまだ具体的な改修についての方向性はありません。

当時区は、いきいきプラザ一番町は、今後、施設を適正に維持していくためには、経年劣化した空調設備機器、設備配管などを、故障してから改修するのではなく、予防保全として計画的に改修する必要があると述べています。

大規模改修は、電気設備工事、空調設備、給排水設備工事、建築工事など多岐にわたって、特に急な停電などで電気が使えなくなれば入居者の命に関わることもあり、区としての判断が求められます。

区が令和6年12月に策定した千代田区公共施設等総合管理計画(?)の中では、空調設備、給排水設備、照明設備、外壁、防水に回収時期の想定を置いていますが、その全てにおいていきいきプラザの設備は想定した時期を越えており、特別養護老人ホームの入居者やデイサービスの利用者などを入れると100名以上の方が毎日をここで過ごしている現状は、一日も早く改善をして差し上げたいと思う気持ちは、私だけではないと思います。

区が今までにどのような検討をされてきたのか、お示してください。

さて、いきいきプラザの大規模改修が検討されてから8年がたちました。

大規模改修が進まない理由の一つに、特別養護老人ホームやデイサービスの利用者などの移転先が見つからないことがありました。

また、利用者が居ながらにして少しずつ工事をしていく案も検討されたようですが、これは工事期間が長くなることや、空調工事、給排水工事、電気工事は建物の心臓部ともいえるもので、天井や壁、床などを剥がしたりするような工事は、振動や騒音、細かな粉塵や匂いなどが発生し、高齢の利用者には大きな負担がかかります。

このように高齢者利用の多い施設の性格上、居ながらの改修には無理があり、このままでは何も進みません。

また、令和5年度からの指定管理者も決まり、新たな事業者の下でスタートが切られました。

特別養護老人ホームでは、感染症の予防から個室化の必要性を多く入居者から求められています。

高齢者住宅では改修のスケジュールが見えないため、部屋が空いていても募集がかけられない状況が長く続いています。

区民の皆様から、早く入居がしたい、高齢者住宅の募集をしてほしいとの要望が寄せられています。

その他、経年劣化による機能更新の対応が様々な場所で求められています。

このような要望はその一部ですが、区は早急に改修を前へ進めるべきと考えます。

区のお考えをお聞かせください。

私は工事に当たってはあらゆる選択肢を考え、入居者、利用者に負担のかからない方法を取るべきだと考えます。

本区には、将来の公共施設整備を見据えて行政需要に対応していくための留保財産があります。

今こそ選択肢の一つに入れて活用、検討をすべきと考えますが、区の見解をお聞かせください。

以上、2点について質問をいたしました。

区長、教育長、関係理事者の前向きな答弁を期待し、一般質問を終わります。

ありがとうございました。

議長／教育担当部長。

教育担当部長／桜井議員の区立九段中等教育学校の今後の対応についての御質問にお答えいたします。

まず、私立の選択肢が広がることに関しては、東京都で私立高校の実質無償化が開始された令和6年度より、都立高校や都立中等教育学校、九段中等教育学校の応募倍率を確認しており、今後とも進学に影響がないかを注視してまいります。

また、都立高校の定員割れの現状については、教育委員会としても進路指導と関連づけて把握しており、学習集団の中で生徒の社会性や集団生活に適応する力を育成する上での、適正な学校規模が必要と考えております。

次に、九段中等教育学校の開校後は、習熟度別の少人数指導の実施、ICT教育や国際教育、キャリア教育の推進、6年間のカリキュラム編成など、様々な施策を通して、区立としての独自性のある教育活動を展開し、魅力の発信に努めるなど、計画どおりに成果をあげております。

最後に、九段中等教育学校の魅力についてですが、現在も教育のフロントランナーとして、グローバル教育、STEAM教育、アントレプレナー教育の3つの柱を一体とした探究プログラムの実施など、6年間を見通した教育活動を展開しております。

議員の御指摘も考慮しつつ、今後、九段中等教育学校においては、子供たちの多様な学習ニーズに対応した、柔軟で質の高い学びを実現するカリキュラム編成や教育活動を実施し、選ばれる区立学校として、子供たちにとって学んでみたいと思えるような魅力ある学校づくりを一層目指してまいります。

議長／保健福祉部長。

保健福祉部長／桜井議員のいきいきプラザ一番町の改修についての御質問にお答えいたします。

本区では、いきいきプラザ一番町の開設から30年を目途に、給排水や空調設備等の必要な改修を行うため、平成30年度に大規模改修に向けた検討に着手いたしました。

しかしながら、工事中においても現在の建物で施設機能を維持させる「居ながら改修」や、別の建物への「移転改修」、このいずれの選択肢におきましても、様々な課題があり、この解決に向け、この間検討を行ってきたところでございます。

一方、当該施設は、耐震性能には問題はないものの、経年劣化による設備機能の更新時期を迎えていることに加えまして、高齢者が利用者の多くを占める生活の場であり、一日たりとも休止することができない施設特性を有していることは、議員御指摘のとおりでございます。

したがって、今後、利用されている方々にできる限り負担のかからない方法といたし

まして、御提案の留保財産の活用につきましても選択肢の一つといたしました上、全庁的な検討を精力的に進めてまいります。

議長／桜井議員。

桜井議員／自席から質問をさせていただきます。

いきいきプラザ一番町の改修について、今、保健福祉部長から大変力強い御答弁をいただきました。

非常に長い期間、簡単に改修できる方法を見つけることができるようなことではありませ

るので、ご苦労もされていらっしゃる中での御答弁をいただいたものと思っています。私は今回いきいきプラザ一番町の話をしましたけども、それ以外に、かんだ連雀にしても、ジロール麴町にしても、岩本町ほほえみプラザにしても、様々に福祉施設というのは15年以上の経過がたっているところもあります。

そういう中では、留保財産を活用するということについては、ぜひお願いしたいと思えますけど、例えばそういうところを種地にして、種地にしてそれで今、先ほど言ったような施設のところの改修も一緒になって進めていくという方法もあると思うんですね。

ですので、先ほど御答弁をいただきましたけれども、ぜひそういうことも含めて、この施設の修繕等を行っていただきたいと思いますが、いかがでしょう。

議長／保健福祉部長（?）。

保健福祉部長／桜井議員の再質問にお答え申し上げます。

いきいきプラザ一番町、そしてそのほかの民間で、民設民営も含めました高齢者施設、15年以上経過しているという中で、留保財産を活用しながら、そこを種地にしながら、今後施設の機能整備を進めていくべきではないかというご質問、御提案でございます。

御指摘の留保財産の活用につきましては、全庁的な行政需要を勘案しながら、よりよい活用方法を慎重に検討していくものと認識をしております。

私ども所管部といたしましても、御指摘をしっかりと受け止めまして、全庁的な調整、検討を精力的に進めてまいりたいと考えております。

議長／次に、9番小野なりこ議員。

小野議員／令和8年第1回定例会において4つの事項について一般質問いたします。

まず、庁内での働き方について3つの観点で伺います。

本区でも「生成A I活用方針および活用ガイドライン」がリリースされています。

都度ブラッシュアップされていると理解しておりますが、現場ではどの程度活用されてい

るのでしょうか。

投影中の子ども支援策のスライドは、外部情報を一切含めず、区の発信している活字情報のみで図にした生成A Iの資料です。

外部ソースが混ざることのない予算のあらましを使い、該当ページの活字部分のみを読み込んで生成したものです。

こちらは、本定例会の区長招集挨拶を最もシンプルなスライドにしてみました。

左側の手順を経て、右側のスライドが生成されます。

指定したデータのみを使うことで正確性が不明なデータの混在もなく、数分以内で自動生成されます。

つい最近まで数時間かけて作成するのが一般的でしたし、プロに依頼しなければできなかったような資料が簡単なプロセスで仕上がるようになり、生成A Iの日進月歩に期待感が高まります。

人手不足の課題解決や業務の効率化に向け、様々な業界で活用が始まっていますが、行政ならではの専門的業務支援の精度も高まり、自治体での活用も広がっています。

こちらは行政版の生成A Iシステムで、LGWANに対応しております。

行政の定型業務でよく使われる数万文字のプロンプトがあらかじめ組み込まれ、質の高い文章を生成できるそうです。

行政文書特有の文脈や専門用語も理解し、正確性の高い回答が生成されるということで導入自治体も多いです。

業務効率の向上と質が担保されれば、時間の使い方が変わります。

マイクロソフト社の事例紹介に千代田区の若手職員の取組が紹介されていました。

メンバーが掲げていたデジタルの導入目的は「質の高い多様な行政サービスの実現に必要な「考える時間」、その確保のため生成A Iの活用に着手」とありました。

若手職員の皆さんが千代田区職員としての存在意義を「挑戦」千代田らしさを、私らしくとお決めになったところにも通じます。

仕事を作業として捉えるだけではなく、志の実現や面白さを見出し自らを奮い立たせ挑戦し続けるためにも、立ち返る原点の存在と職場の環境整備は大切です。

また、考えを進化させる壁打ちや可視化するためのツールとして活用することで、コスト削減とスキルアップも期待できます。

政策立案のプロセスにおいて、本区に限らず多くの自治体がコンサルティング会社などの外部支援を活用しています。

外部からの提案や壁打ちは参考になりますが、政策を横並びにすると自治体間の差別化が図りにくい現状も指摘されています。

地域に密着した職員自身のアイデアや、庁内、地域の情報を生成A Iと一緒に活用することで、独自性のある政策を生み出すことにつながるのではないのでしょうか。

以上を踏まえ2点お伺いいたします。

庁内における生成A I活用の目的、導入状況と活用について進捗を伺います。

また、外部支援も必要ですが、地域を理解している人材が生み出す、制作施策の立案と可視化業務の遂行について今後の方向性をお聞かせください。

働き方の3点目は、「面談メモ」、いわゆる議員対応表の活用についてです。

私たち区議会議員は、地域からの声や実情を基に、所管する職員の皆様に御相談をすることが多々あります。

その際、相談を受けた職員の方は、依命通達により議員対応表の記録を課されていると思います。

この記録は本来、議員が不当要求などを行った場合の証拠や、その抑止力として行われているものと捉えております。

職員の方々を守るための記録である一方、議員の活動記録としても大変重要なものです。

また、見方を変えれば、区のそれぞれの所管が抱える地域の課題や実情などが記録されている、組織としての貴重な資料にもなり得ると思います。

年度をまたぎ、継続的に対応が必要なものもあります。

人事異動によって担当する職員の方が変わった場合、その記録も引き継ぐことで、漏れなく情報共有されるものと考えます。

そこで伺います。

人事異動の時期が近づいてまいりました。

議員対応表の活用範囲の拡充についてお考えをお聞かせください。

次に、教育委員会と学校の連携によるラストワンマイルの実現について質問します。

子供たちの成長に必要な支援策は多岐にわたりますが、個別事情を抱える子供たちに寄り添う対応の需要も増加しています。

そんな昨今の事情を鑑み教育委員会も様々な支援策を展開されています。

次年度の予算案にも、新たな教育支援制度や機会が施策されています。

子供の成長を支え、見守るための策や保護者の負担を軽減する支援策は、大変ありがたいです。

ただ、同時に区の掲げる「ラストワンマイル」の実現に向けた課題解決策が急務と感じております。

せっかくある制度や支援策が、必要としている御家庭や子供たちに届いていない事例が見受けられます。

学校を超えた保護者の情報交換から見えてくるのは、学校による対応の違いです。

巡回アドバイザー、巡回S Tなどの保護者面談の可否が統一されていないようです。

保護者の声の中には「適切な支援までの道のりが長すぎる」、「早く適切な支援にたどり着きたい」などがあります。

また、学習障害の早期発見にも有益なツール「MIM」を区内小学校8校の1年生に導入していただきました。

昨年は番町小でゲストティーチャーによるM I Mの特別授業が話題になり、本格運用に期待が高まりました。

しかし、学校によって研修などが間に合わないのでしょうか。

活用にばらつきがあるようです。

今年、ある学校で担任の先生に問い合わせた保護者によると、「IDとパスワードは発行されたが、学校としての運用が決まっていない、もう少しお待ちください」など、現場での活用の遅れが見え隠れします。

1年生のみの活用で早期発見につなげることを考慮すると、必要な対象者が見過ごされることのないよう、学校による対応や活用のバラつきが極力起きないように運用の改善が必要ではないでしょうか。

また、相談と支援先の一つに「ことばの教室」が設置されています。

利用するには事前の相談会や面談などを経る必要があります。

その情報が十分に伝わらず、支援が遅れてしまう事例もあります。

相談会日程の確実な告知を求める声に寄り添い、先月、「すぐーる」を利用し「ことばの教室相談会」が教育委員会から配信され、全ての保護者に情報が届けられました。

すぐーるの活用が拡充すればありがたい一方、主たる使用目的は緊急連絡や欠席、遅刻連絡などのため、活用するデメリットも懸念されます。

様々な手段がありますが、イベントなどであっても、情報を届けて、確実に受け取ってもらうのは意外と難しいと感じています。

情報をよくつかんでいる保護者は、子供向けの情報が集約されているSNSにアクセスしているようです。

また、区内の情報格差を解消するため、自主的に情報を収集、発信している団体もあり、保護者目線での情報発信力に信頼を置く御家庭も少なくありません。

区の自主的な発信ももちろん大事ですが、当事者目線で発信力の高い民間団体との連携も有効ではないでしょうか。

制度や施策が整っているにもかかわらず、必要とする当事者に届かない情報格差の解消でラストワンマイルを実現していただきたいと思いますが、今後の解決策と手段についてお示しくください。

続いて、観光振興について伺います。

区政功労者の表彰や新年会(?)のときに記念品としてお渡ししているグッズを購入したい、どちらで購入できるのかなど、お問合せをいただくことがあります。

千代田区ゆかりのオリジナル商品であれば区民の購入ニーズにも応えられますし、来街者へのPRにもつながります。

例えば、観光協会を通して区内のホテルや店舗などと連携し、区の魅力創出に貢献する限定グッズなどを展開する取組はいかがでしょうか。

最近、皇居限定のお土産が大変人気であるという記事などを見かけました。

御当地限定グッズなどで地域を盛り上げる取組は全国で展開されています。

本区ならではの特色を生かしたさらなる観光振興を推進していただきたいです。

千代田区の魅力創出になり得る素材の活用で千代田区PRのためのオリジナルグッズ作成や販売など検討できないでしょうか。

お考えをお聞かせください。

続いて、秋葉原に設置される予定のスマートごみ箱の活用です。

設置場所が都道の目立つ場所なのでごみ箱の本体にラッピング広告を施し、インバウンド向けのPRやマナー、ルールの啓発はいかがでしょうか。

例えば、千代田区ならではの観光資源を区内の企業がスポンサーとなってPRしたり、路上喫煙のルールに関するPRをタバコ関連企業に御協力いただくなどです。

他区の事例では、ヘラルボニーでラッピングされたごみ箱もあり、目立つ上に共生社会のPRにもなっています。

東京都の景観条例、屋外広告物規制などございますが、スマートごみ箱の本体を活用したラッピングでインバウンド向けのPRについて御検討の余地はありそうでしょうか。

お考えをお聞かせください。

最後は、本区の目指す自転車先進都市について伺います。

自転車活用推進計画がまもなく公開されます。

加えて、今年4月からは道路交通法の改正もありハードとソフトの環境整備などに取り組まれていると思います。

千代田区自転車利用に関するアンケート調査で、区内の駐輪環境への不満の1位は、区民も来街者も同じで、駐輪場所の不足、関連する課題に駐輪可能台数の少なさ、また、駐輪場の場所が分かりにくいとお声も多めです。

自転車推進計画の素案にもあるとおり、課題の解決策として駐輪場についての整備も新たに計画されています。

次年度の目玉施策の一つ、アフォーダブル住宅は、事務所を住宅転用する過程で駐輪場が未設置の場合、路上駐輪にならないよう事前に対策が必要です。

既存の住宅でも既に駐車場が不足している場合があり、全てを解決するのは難しいと思います。

しかし、今後は、まちの景観美化にも配慮した、サイクルポートでの止め方、路上に設けられている駐輪スペースの止め方にも一工夫ほしいです。

他区に設置されている駐輪場エコサイクルは、町並みの景観美化や利便性、収容台数も十分です。

今後のまちの再開発では駐輪場の設置の在り方にも工夫が必要と考えます。

路上駐輪を減らし、景観の美化にも配慮した既設の駐輪場と新設の駐輪場の双方の駐輪環境の整備について本区のお考えをお聞かせください。

最後に、子供が自転車に乗れるようになり、ルールを理解するトレーニングの環境につい

て伺います。

学校での交通教室も大切ですが、実際に自転車に乗りながらトレーニングすることも重要です。

御家庭によっては、安全に自転車に乗れるようになるための指導と練習のため、都内数か所に設置されている交通公園を利用している実情があります。

投影資料の右側は、靖国神社の参道で開催された「移動式の交通公園」です。

こうした自転車教室は他区でも開催されているそうです。

区内で好評の、子供の成長を支援する移動式シリーズは、移動式あそび場をはじめ、昨年初開催された、こどもアスレチックも人気です。

未就学児から参加できる自転車トレーニングもニーズが高そうです。

自転車トレーニングの手段として、移動式の交通公園を検討するのはいかがでしょうか。

以上、区長、教育長、関係理事者に前向きな御答弁を求め、私からの一般質問を終わります。

御清聴ありがとうございました。

議長／教育担当部長。

教育担当部長／小野議員の教育委員会と学校の連携によるラストワンマイルの実現についての御質問にお答えいたします。

まず、多層指導モデルMIMの活用についてですが、令和7年度より全小学校に導入しましたが、十分な活用が図られていない学校があったことは課題として捉えております。

そのため、先月、全ての学校長と幼稚園長等が参加する校園長会を開催し、改めてMIMの活用について周知を図ったところでございます。

さらに、令和8年度は、全ての小学校での活用が徹底されるよう、アセスメント結果の提出を義務づけるなど、区全体での活用を促進し、児童一人一人の特性を適切に把握する中で、必要な支援が確実に実施できるよう、努めてまいります。

また、必要とする当事者に届かない情報格差の解消等に向けては、今年度実施した「ちよだキース・フォーラム」の結果なども踏まえて、子育て世代への情報発信を強化するためのインフルエンサーによる発信なども検討が必要と考えており、議員御指摘の当事者目線で発信力の高い民間団体との連携も視野に、区の制度や施策などを必要な方にお届けできる方法をさらに検討してまいります。

議長／地域振興部長。

地域振興部長／小野議員の観光振興に関する御質問にお答えいたします。

区の様々な素材を活用したオリジナルグッズの作成・販売についてのお尋ねがございませ

た。

千代田区ゆかりのオリジナルグッズは、区民の愛着や誇りを高めるだけでなく、来街者へのPRを通じて観光振興や地域経済の活性化にもつながるものと認識しております。

一方で、現在区が配布する記念品には一般販売の仕組みが十分ではございません。

これに対しまして、現在、観光協会においては、区の花さくらやリラックマを使ったオリジナルグッズを商品化し販売しています。

収益をさくら基金に寄附するなど、魅力発信と社会貢献を両立する好例と捉えております。

今後は、皇居・江戸城の歴史文化や神保町・秋葉原・丸の内等の多様な資源を題材に、観光協会や区内ホテル、商店街、事業者と連携して、オリジナルグッズの企画・商品化の可能性を検討してまいります。

その際には、行政が関わるものとして、公平性・透明性、契約手続、知的財産権・ブランド管理、費用対効果にも十分配慮するとともに、ニーズ調査や試行販売、オンライン活用などを段階的に進め、検証を重ねながら千代田区の魅力創出と観光振興につなげていくことが肝要であると認識しております。

スマートごみ箱へのラッピングについてお尋ねがございました。

秋葉原中央通り周辺に設置を予定しているスマートごみ箱につきましては、インバウンド観光客等に秋葉原の魅力を発信するとともに、マナー啓発にも資するデザインが求められると認識しており、その手法の一つとしてラッピング広告の活用を検討しております。

広告を掲載するためには、都の屋外広告物審議会の審査を経て特例許可を得る必要があることから、現在、同審議会への申請に向けた調査・準備を進めております。

また、ラッピングによって得られる広告掲載料につきましては、スマートごみ箱の維持管理費や、秋葉原地域における清掃活動に要する経費への充当が可能かどうかについても、併せて検討してまいります。

広告の獲得や収益の活用に当たりましては、運営体制の整備が課題であると認識しており、区の生活環境部門と秋葉原TMOの連携の在り方等について、環境まちづくり部と調整を図りながら、具体的なスキームを検討してまいります。

議長／環境まちづくり部長。

環境まちづくり部長／小野議員の自転車先進都市に関する御質問にお答えします。

まず、景観にも配慮した駐輪場整備についてですが、本区は史跡や歴史的建造物も多く、都市の美観や住環境の質を維持するためにも、単に自転車を停める機能的なスペースだけでなく、周辺環境に配慮した配置やデザインなどの工夫が必要であるものと認識しております。

今後の新設駐輪場の整備に当たっては、御指摘の視点も踏まえ検討を深めるとともに、既設駐輪場につきましても、周辺環境との調和や利便性向上の観点から、改修整備に（？）

併せて改善に取り組んでまいります。

次に、未就学児から小学生の子供向け自転車トレーニングについてです。

自転車の安全な乗り方や交通マナーを幼少期から身に付けることは、安全教育の充実や交通ルールの理解促進という観点からも、有効な働きかけであると認識しております。

特に、幼少期から正しいヘルメット着用習慣を身に付けることは、万一の事故の際の重傷化防止に極めて重要であり、生涯にわたる安全意識の基盤形成にもつながるものと考えております。

御提案いただきました移動式交通公園などの開催に当たっては、走行可能なオープンスペースの確保や安全かつ継続的に運営できる体制を構築することが重要です。

今後は、自転車トレーニング支援に向けた場所の確保に向けて関係機関との調整や既に区内で実施されている自転車イベント関連団体との連携などについて積極的に取り組んでまいります。

議長／政策経営部長。

政策経営部長／小野議員の御質問にお答えいたします。

初めに、政策立案等に関する御質問についてですが、区では、民間開放の在り方の中で、区政運営の基本方針や運用方法の検討等に係る業務については、区民に最も身近な存在である区の職員が、地域における課題の解決に向けて自ら取り組み、区自ら判断し、地域の取組を支援していく姿勢を基本としています。

また、コンサルティング業務の委託は、補助的・補完的な役割を担うものであり、高度な専門知識や技術、ノウハウを必要とする業務等で実施するものという考え方を示しているところであり、議員の課題認識と軌を一にするものと認識しております。

一方、現在、生成A Iにより、業務遂行や委託の在り方も変わる可能性があることも議員御指摘のとおりであり、そうした状況も見極めながら、必要に応じてコンサルティング委託の留意点を見直し、庁内共有を図ることで、より一層、区民ニーズや地域特性等を踏まえた施策展開できるよう努めてまいります。

次に、議員対応報告票についてですが、これは、議員の皆様との対応に当たって、個人ではなく組織としての対応を行うため、議員の皆様からの要望や申出等を記録し、上司等と共有するものです。

継続的な検討や中長期的な対応が必要となる案件については、関係する幹部職員の異動に際して、対応の経緯や背景を適切に引き継いでまいります。

議長／デジタル担当部長。

デジタル担当部長／小野議員の生成A I活用に関する御質問にお答えいたします。

区では、将来的な人材不足が見込まれる中、限られた職員体制でも質の高い行政サービスを継続して提供することを目的として、業務の効率化と高度化を実現するツールである生成A Iを事務職員に全面導入しています。

文章の作成、データ整理・分析などのほか、最近では各業務に特化したA Iを内製する取組も進めています。

こうした活用により、直近では月に2000時間を超える業務時間の削減、利用者1人当たり直せば月に3時間強の削減効果が生まれています。

これは、職員が日常的・定例的な業務を生成A Iに代替させ、より創作的な業務に充てる時間を生み出していることを表しており、生成A Iが導入の趣旨に沿って活用されているものと評価しています。

引き続き、生成A Iの積極的な活用により、さらなる生産性の向上を実現し、行政サービスの質を高めてまいります。

議長／次に、3番のざわ哲夫議員。

のざわ議員／令和8年第1回定例会に当たり、日本維新の会議員団の一員として一般質問を行います。

では、私の大きな質問は、4つございます。

質問1、空きオフィス・空き住戸のアフォーダブル住宅転用政策について御質問します。

「千代田区はこの20年で人口が2倍弱に増え、コミュニティーが築かれ始めた。しかし、ここ数年の賃料・分譲価格の上昇等で、せっかく友達ができコミュニティーに入った人が離れざるを得ない」という分析もあります。

これは単なる住宅価格等の問題ではなく、都市の持続性の危機であります。

子育て世帯や現役世代が住み続けられない都市に未来はありません。

今回、区が打ち出した空きオフィスや空き住戸の住宅転用に最大1000万円を補助し、周辺相場より2から3割安い賃料で子育て世帯へ提供する方針は、極めて重要な第一歩であると評価いたします。

しかしながら、本事業を一過性の補助制度で終わらせてはなりません。

そこで、以下、具体策を御提案し、4点、区の御見解を伺います。

(1) 転用対象物件の実態把握とデータベース化はいかが。

空き家・空き事務所の所在、面積、所有者属性、用途地域規制、耐震基準等を可視化し、オーナー様と入居希望世帯をマッチングする住宅転用プラットフォームを構築するのはいかが。

(2) 補助と規制緩和の一体運用は、いかが。

用途変更に伴う建築基準法・消防法上の課題、容積率・用途地域の制約、区分所有建物の合意形成など、転用のハードルは高いです。

国・東京都と連携し、特区的措置や手続の迅速化を図るべきと考えますがいかがでしょうか。

(3) 財政の持続可能性はいかが。

平均工事費1050万円に対し上限1000万円補助は、実質全額支援に近い制度です。将来的に件数が増加した場合の財政負担の見通しと、民間資金の呼び込み、例えば家賃保証や税制優遇との組み合わせによるレバレッジ効果をどう設計するのか。

区債を発行するのか。

お示してください。

(4) 「コミュニティ維持」という政策目的の明確化はいかが。

本制度は単なる低家賃住宅ではなく、地域活動参加や長期居住を条件とするなど、コミュニティ形成を促進する設計も不可欠では。

都市の社会資本を守る仕組みとして制度設計を行うべきと考えます。

空き資産は負債ではなく未来への資源です。

千代田区が都心モデルとして、オフィス過多から居住重視へと都市構造を進化させる先駆けとなることを強く期待し、区長の御所見を求めます。

質問2、ふるさと住民登録制度について御質問します。

昨年、国が地方創生の基本構想の中で創設を決めたふるさと住民登録制度は、地域にゆかりを持つ人々と自治体をゆるやかにつなぎ直し、関係人口を可視化しながら地域の担い手を育てていく新しい仕組みとして期待されています。

アプリを通じて誰もが気軽にふるさとを登録し、自治体からの情報を受け取り、活動に参加できるこの制度は、千代田区にとっても大きな可能性を秘めていると感じます。

そこで、以下4点御質問します。

(1) 本区を離れざるを得なかった元住民の方々の所在についてです。

地価や家賃の高騰により、やむなく転出された方が少なくないと伺っています。

こうした方々の転出理由を丁寧に分析することは、「住める街、住みたい街、千代田区」を実現する上で欠かせない基礎資料となるはずで。

今後の住宅政策やコミュニティ維持策に生かすためにも、転出者へのアンケート調査など、実態を把握する取り組み検討はいかが。

(2) 千代田区を故郷と感じ、今も心のどこかで区を思い続けている方々は全国に多くいらっしゃると思います。

原風景としての千代田、憧れや誇りとしての千代田。

その思いを区政や地域活動の力へとつなげるためにも、ふるさと住民登録制度を積極的に活用し、千代田を応援していただける仕組みづくりを進めてはいかがでしょうか。

区としてどのような形で制度に参加し、どのような情報発信や関係づくりを行うのか、具体的対応・基本的取組姿勢はいかが。

(3) 制度の発展にあたり、DID/VC (Decentralized Identity)

f i e r / V e r i f i a b l e C r e d e n t i a l s) とは、分散型識別子 (D I D) と検証可能な証明書 (V C : V e r i f i a b l e C r e d e n t i a l) という 2 つの技術コンポーネントを組み合わせたデジタルアイデンティティ管理・証明の枠組み。つまり、分散型デジタル I D の活用も将来的な選択肢として有望です。

個人が自らの資格情報を証明書を安全に管理し、必要なときに必要な情報だけを提示できるこの仕組みは、住民サービスの利便性向上と事務の効率化の両面で大きな効果をもたらす可能性があります。

制度での D I D / V C の活用はいかが。

(4) ふるさと住民登録制度の試行開始を契機に、千代田区としても住民サービス等で D I D / V C の導入を小規模に試行し、将来のデジタル行政の在り方を先取りする取り組みを検討してはいかが。

質問 3、「ちよだ学びフェス」から敷衍した御質問をします。

令和 8 年度は 1 月 6 日に開催されたちよだ学びフェスは、千代田区教育委員会の主導の下、多様な企業・団体が参画し、子供たちに本物の仕事や社会の仕組みを体験いただく極めて有意義な取組でした。

千代田区の地域特性、つまり、企業・大学・官公庁が集積する知の拠点である強みを最大限に活用した好事例であると高く評価いたします。

そこでちよだ学びフェスから敷衍した御質問、4 問いたします。

(1) 本事業を単発イベントで終わらすのではなく、毎年などの定期開催へと発展させるのは、いかが。

あわせて、参加企業・団体数及び参加児童生徒数の拡大目標を設定するのは、いかが。

(2) 区立小中学校における訪問授業、出前授業として、参加企業・団体に継続的に関わっていただく仕組みを構築するのはいかが。

キャリア教育、金融教育、主権者教育、科学技術教育等と連動させ、年間カリキュラムへ取り込むのはいかが。

(3) 中学生向けには、大学のインターンシップを模した半日・1 日体験型プログラムや課題解決型ワークショップを制度化し、探究学習と接続するのはいかが。

区としてコーディネート機能を担い、企業・団体とのマッチングを行う体制整備について見解を求めます。

(4) 千代田区の子供たちが、教室の外に広がる本物の社会と出会い、将来像を具体的に描ける環境を整えることは、区の責務であります。

本事業を千代田モデルとして発展させる御意向を、区長並びに教育長にお伺いいたします。質問 4、共同親権について御質問します。

今年 4 月 1 日より、改正民法に基づく共同親権制度が施行されます。

離婚後も子供の遺伝的な父母双方が親権を持ち続けることを可能とするこの制度は、「親は離婚しても親であり続ける」という子供の視点に立った大きな法改正です。

これまでの単独親権制度の下では、親権を失った親が子供の生活や成長に関わる機会を失い、親子の断絶が社会問題となってきました。

共同親権の導入は、こうした課題を是正し、子供が両親からの愛情と関わりを保障される社会を目指すものです。

一方で、制度の円滑な運用には、戸籍事務や学校・子育て支援など、基礎自治体の理解と準備が不可欠です。

法改正の趣旨を踏まえ、自治体が適切に対応することで、子供と親の権利が守られ、不要なトラブルを防ぐことができます。

そこで以下、3点について伺います。

(1) 制度の今年4月からの開始に当たり、区の具体的準備（職員研修・区民への周知啓発等含む）は、どのようになっているのでしょうか。

全ての情報が出そろうのを待ってからではなく、積極的な御準備をお願い申し上げます。

次に、改正法によって共同親権を選択した場合、子供と同居している親権者である親と、子供と別居している親権者である親が共存することになり、ともに親権者である親に対して区として対応することになります。

現在、まだ離婚が成立していない別居夫婦に関して同様の法律関係となっていますので、学校行事及び生活等について、現在の区の対応について伺います。

(2) 別居親の学校行事への参加について。

学校行事は、子供が日々の成長を家族に見てもらおう大切な機会です。

別居親であっても、特別な事情がない限り、子供の安全と人格を最優先とした上で参加を認めることが望まれます。

現在、別居親の参加はどのように扱われていますか。

また、参加が可能であるという原則を各学校に御徹底いただき、スムーズな運用が図られるよう取り組むお考えを伺います。

(3) 別居親への学校からの情報提供について。

共同親権の下では、同居親・別居親の双方が親権者となります。

別居親にも子供の教育情報が適切に共有されることは、子供の利益に資するものであります。

現在、別居親への連絡はどのように行われていますか。

また、原則として情報が共有される運用を進めていくお考えを伺います。

以上、行政や学校が不当に親子の交流を妨げることのないよう、子供の最善の利益を中心に据えた運用を強くお願い申し上げます。

以上、区長、教育長並びに関係理事者の皆様には明快かつ前向きな御答弁をお願いできましたら幸いです。

以上をもちまして、令和8年第1回定例会、日本維新の会議員団の一員としての質問を終わります。

皆様、ありがとうございました。

議長／子ども部長。

子ども部長／のぞ議員の「ちよだ学びフェス」についての御質問にお答えします。

まず、定期開催についてですが、来場者の御意見では好意的な内容が多く、加えて参加者アンケートで全員が「また参加したい」と回答しており、来年度の開催についても予算化したところでございます。

参加団体や児童・生徒数の目標の設定ですが、令和8年度の実施内容は現段階では未定でございますので、どのような目標を掲げて実施するのか検討してまいります。

次に、区立小・中学校への訪問授業、出前授業についてですが、令和7年3月に産学等と学校の連携ガイドライン及び学校と企業等の連携プログラムを策定し、各団体等により実施しています。

その中でキャリア教育等と連動させた年間カリキュラムへの組み込みも行っておりますが、学校によって取組状況に差が見受けられます。

今後はさらに内容を充実させ、実施回数も増やすなど、拡充してまいります。

次に、中学生向けの体験型プログラム及び課題解決型ワークショップを制度化することや、区がコーディネート機能を担うことについてでございますが、学習指導要領上、職場体験が必須として位置づけられている学年もあるため、体験型プログラムを制度化していきたいと考えております。

また、課題解決型ワークショップについても、これからの時代に求められる能力の養成に資するものであり、これらのメニューの円滑なマッチングのため配置している産官等連携コンシェルジュと共に企業団体等との連携・調整を続けてまいります。

次に、ちよだ学びフェスを千代田モデルとして発展させることについてですが、本事業の「千代田区の子供の未来を応援したい」という趣旨とともに広く浸透し、内容を充実させ、皆様に御理解いただく中で将来的にそう称されるよう鋭意取り組んでまいります。

議長／教育担当部長。

教育担当部長／のぞ議員の共同親権についての御質問にお答えいたします。

まず、共同親権に関する具体的な準備ですが、各関係所管課において、弁護士などの有識者による講義や研修、勉強会などを実施して、今後の対応の準備を進めているところでございます。

また、共同親権に関する区民への周知として、区のホームページによる周知を行っているところです。

次に、共同親権に係る「別居親の学校行事への参加について」ですが、学校では、別居親

を含め、学校行事への参加については、保護者からの申出に基づいて対応しております。そのため、参加が可能であるという原則があることを理解しつつ、保護者との丁寧なコミュニケーションを通して、引き続き対応してまいります。

また、別居親への学校からの情報提供についてですが、学校行事への参加と同様に、情報の共有は、保護者からの申出に基づいて対応しているところでございます。

学校には、法改正内容の適切な理解を促しながら、引き続き、保護者とのコミュニケーションを円滑に進め、ニーズに応じた丁寧な対応をするよう周知してまいります。

議長／環境まちづくり部長。

環境まちづくり部長／のぞ議員のアフォーダブル住宅に関する御質問にお答えします。

まず、転用対象物件の実態把握とデータベース化についてです。

現在も、各種統計資料や関係機関等の情報を活用し、一定の把握に努めておりますが、用途や規模、立地条件等を含め、有効活用につながる情報整理に努めていきたいと考えております。

御提案のような、オーナーと利用希望者をつなぐ仕組みにつきましては、個人情報の取扱いや運営主体の在り方など整理すべき点多くございますが、他の自治体や民間事業者の取組も参考にしながら、今後の検討課題としてまいります。

次に、補助と規制緩和の一体的運用についてです。

空きオフィス等を住宅へ転用する場合には、建築基準法をはじめとする法制度への対応が必要となることは認識しておりますが、現時点で特区的な規制緩和の検討は考えておりません。

転用検討では事業者や所有者からの相談に対し、円滑な情報提供や助言を行っていきながら、まずは課題の洗い出しや整理を行っていくことが重要であると考えております。

次に、財政負担と制度の持続性についてです。

本事業は、限られた財源の中で効果的な支援を行う必要があり、今後の事業件数の推移や財政影響を注視しつつ、民間資金の活用や既存施策などの連携により、効率的な制度運用を検討してまいります。

最後に、コミュニティ維持の視点についてです。

本取組は、単に住宅を供給することにとどまらず、地域に住み続ける人々が支え合うコミュニティの維持につながることを重要であると考えております。

地域活動への参加促進など、コミュニティ形成に資する仕組みについて、今後の制度設計の中で検討してまいります。

議長／政策経営部長。

政策経営部長／のぞみ議員のふるさと住民登録制度に関する御質問にお答えいたします。
まず、転出者の実態把握についてですが、現在、区では、区民世論調査において、定住や転出の意向とそれらの理由などを調査し、様々な施策の検討において活用しております。
議員御指摘のとおり実態把握は重要なものと認識しておりますので、御提案の手法も参考に、引き続き実態把握に努めてまいります。

次に、ふるさと住民登録制度についてです。

日本全体の人口減少が進む中、関係人口を創出していくという制度趣旨は理解しており、総務省や他自治体の動向等を引き続き注視してまいります。

また、御提案のD I D／V Cについては、個人などが自分で管理できる証明書として、住民サービスの質を向上する可能性のあるデジタル技術の一つと認識しております。

ふるさと住民登録制度にかかわらず、様々なデジタル技術の進展等を踏まえながら事業手法を検討してまいります。

議長／次に、18番岩田かずひと議員。

岩田議員／2026年第1回定例会、一般質問をさせていただきます。

2025年10月23日の朝日新聞に「国会近くの「旧永田町小学校」解体へ閉校から32年ついに決まる」との見出しがおどったことに続き、11月5日には東京新聞に「築88年、震災復興のモダニズム建築「旧永田町小学校」千代田区が解体方針、卒業生から保存を願う声が」といった報道がありました。

実際、区のホームページには、旧永田町小学校について「本区では、都心で新たな土地取得が困難な状況を踏まえ、将来の行政需要に柔軟に対応するため、当該施設を解体することとしました」と書いてあります。

つまり、千代田区では土地が買えないから歴史的に意味のある建物をぶち壊して何かに使いますと言っているのです。

昭和12年に建てられた旧永田町小学校は歴史的な建造物であり、近隣で言えば昭和11年竣工の国会議事堂とほぼ同学年のような存在であります。

また、シンプルな白い校舎に、整然と連なる四角い窓。

機能性を重視した直線的な造形は、1920年代に西欧から始まった「モダニズム建築」を取り入れているという、文化財としても貴重な存在であります。

壊すのは一瞬ですが、それを復元するのはかなりの時間・お金・労力がかかります。

ましてや完全にもとどおりに戻すことは不可能です。

自分はそう思いたくはありませんが、「区長も区職員もほとんどの方が千代田区で幼少期を過ごしたわけではないので、千代田区に対する愛情や思い入れがない」と言う方も多くいらっしゃるようです。

本件にあっては、歴史的価値の再調査もしていない、解体検討する前の活用検討もしてな

い、活用検討に当たっては広く区民の声も聴いていない、ないないづくしなわけでありませう。

旧永田町小学校を解体することありきという一番楽な道を選ぶのではなく、他自治体のように区長も職員の皆さんも、もっとアイデアを出して汗をかいていただきたいと思ひます。

例へば新宿区の旧四谷第四小学校が「東京おもちゃ美術館」として活用されていたり、京都市の旧龍池小学校が「京都国際漫画ミュージアム」へと生まれ変わったように、大変だけれどいかによいものができるのかを再考していただきたいと思ひます。

それに比べ、本区の場合、例へば現在の麴町小学校を見ると、高さ・容積率緩和型まちづくりのせいで住民が増えたのはいいが、インフラ整備が追いつかず、教室が足りなくなつて隣接している区民館の部屋をぶち壊して教室に転化し、今度は区民館の部屋が足りないからといって近隣のビルを区民館風に内装し賃借したりと、姑息な手段によって行き当たりばつたりな堂々めぐりのいたちごっこ手法を取つてきました。

であるならば、例へば旧永田町小学校を手直しして小学校として復活させることも考えられるのではないのでしょうか。

旧永田町小学校とほぼ同い年の国会議事堂も耐震改修されるそうなので、ぜひ御検討いただきたいと思ひます。

「千代田区を100年後も継続的に発展する都市モデル」に位置づけ、旧耐震建築の長寿命化及びリノベーションを掲げている樋口区政なら間違いなくできることだと思ひます。

言うだけでなく、実行するところを見せていただきたいと思ひます。

それに伴ひ、まずは歴史的価値の調査、耐震補強を含む保存活用にかかる費用等を明らかにする、区民への説明責任を果たすをやつていただきたいと思ひますが、区のを考えをお答えください。

確かに千代田区は意見募集を行つていますが、それは建物の保存についての意見募集ではなく記録や資料の取扱いについての意見募集だったと聞いています。

これについては全てに目を通させていただきました。

驚くことに、建物の保存についての意見募集ではなかつたにもかかわらず、4割以上の方々が建物保存を訴えていますし、建築の専門家から陳情も出ています。

それに対して、明らかに解体を望む声はその半分にも満たない数でした。

議会でも決まっておらず、まだ予算もついていないにもかかわらず、今回の旧永田町小学校解体の方針は誰の意見を聞き、どこで決まったのでしょうか、お答えください。

解体後の活用方法も何も決まっていないにもかかわらず、取りあへず壊すことを先行させるというのは、再開発をするだけしておいて何に使うかはこれから考えますというような、無責任なまちづくりと同じ考えです。

まずは何に使いたいのかを決めて、そのためにもあの土地が必要ですよというのが普通の考え方ではないのでしょうか。

そして、旧永田町小学校の校舎解体に伴う記録や資料の取扱いについての意見募集はしたけれど、なぜ建物の保存についての意見募集を行わないのかもお答えください。

次の質問に入ります。

本区では公益通報制度として、「千代田区では、透明で適法かつ公正な区政運営のため、「千代田区職員等公益通報条例」（平成15年8月施行）に基づく独自の公益通報制度を実施しています。この条例では、区職員、まちみらいちよだの職員、受託・請負事業者の従業員が、区政執行上の違法あるいは不当な事実に出会ったときに、是正のために外部に設置した行政監察員（弁護士）などに通報することができるようにし、また通報をしたことにより不利益な取扱いを受けないこととしています」となっています。

そして、この千代田区職員等公益通報条例の前文には、「公益が害されるときは、これを是正するため、区の内部にある者が、その事実を明らかにすることができ、明らかにしたことを理由として不利益な取扱いを受けないこととする」とあります。

「不利益な取扱いを受けないようにすることができる」ではなく、「不利益な取扱いを受けないこととする」がポイントです。

前文は、条文本体の前に置かれ、その法令の制定の趣旨、理念、目的などを強調して述べた文章です。

具体的な規範を定めるものではありませんが、各条文の解釈の基準となるものです。

また、本条例本文にも、第1条には「行政の執行に携わる者が、公益に反する事態を是正するため正当な通報をしたことにより不利益取扱いを受けないようにする」という目的が書かれており、第5条1項には「通報者は、正当な公益通報をしたことよっていかなる不利益取扱い（事実行為を含む）も受けない」とあり、同条2項には「正当な公益通報をした者がそれ以降に受けた不利益取扱いは、特段の事由が無い限り、当該公益通報をしたことを理由としてされたものと推定する」と規定されています。

そして、同条第6条2項には、「区長等は、通報者が通報に係る事実に関与した者であるときは、懲戒処分を軽減することができる」との規定があります。

参考までに、余談ではありますが、都内医療機器販売会社と公立病院眼科医の贈収賄事件に鑑み、この問題を警察などへ通報した元社員を相手取り、会社が事前に医師の情報を社外に持ち出し漏えいしたとして4700万円の損害賠償請求をしましたが、これは棄却されました。

そこで質問します。

逮捕者まで出した千代田区官製談合事件は、まさしく公益通報の事案であると認識しておりますが、どのようにして発覚したのか、誰の内部告発で発覚したのか、いま一度お答えください。

逮捕された元部長は、まさに「正当な公益通報をした者」に当てはまるのではないかと、お答えください。

元部長に対する報復とも思える退職金返還命令について、退職手当返還命令書には樋口区

長名で「上司の指示・命令があった」と認めているが、これはつまり組織ぐるみの犯罪だったと認めているということなのか、お答えください。

また、判決文の判決理由にも、退職手当返還命令書でも「上司の指示・命令があった」と書いてあるのに、「上司の指示・命令があった」ことを指摘され、「元副区長、今の前々副区長が具体的に関与したと認める事実は確認できなかった」と、以前、事実と異なる答弁をした部長の答弁は虚偽答弁なのではないか、お答えください。

「上司の指示・命令があった」と退職手当返還命令書には書かれているのに「元副区長（これは今で言う前々区長）が具体的に関与したと認める事実は確認できなかった」と、堂々と虚偽事実が書いてある不正行為等再発防止検討報告書は、到底信用できません。

早急に日弁連の提唱する第三者委員会を立ち上げ、新たな報告書を作成すべきと考えています。

千代田区に何もやましいところがないのであればできると思いますが、どのように考えているのかお答えください。

逮捕された元議員が取り調べを受け議会を休んでいたときに、診断書の提出を求めるべきと主張いたしました。その際に「個人情報だ」と声高にとんちんかんなことを叫んでいた議員もいましたが、今思えば、元議員は体調不良との詐術を用い、議会を欺罔したことにより退職時期を遅らせ、その間の議員報酬を不当に得たものであると考えられます。

であるならば、金銭の返還を求めるべきは元議員なのではないかと思われま。

区は元議員に対して議員報酬返還命令をするのかお答えください。

また、この事件について、今月の27日金曜日26時、厳密に言うと28日土曜日午前2時にテレビ東京でドキュメンタリーで放送されますので、そちらのほうも参考にさせていただきたいと思。

以上で質問を終わります。

議長／政策経営部長。

政策経営部長／岩田議員の公益通報についての御質問にお答えいたします。

今回の官製談合防止法違反事件の発覚の経緯につきましては、逮捕された元部長と、当時元議員であったはやお議員による警視庁宛ての匿名の文書が発覚の糸口であったと認識しています。

この元部長が、条例の「正統な公益通報をした者」に該当するかは議論のあるところだと思いますが、この通報も踏まえた上で、元部長に対し、懲役1年6か月という厳しい判決が下されたものと認識しています。

条例により禁止されているのは、通報したことによる不利益処分です。

元部長に対する退職金返納命令は、この判決が言い渡され、元部長がこの判決を受け入れて控訴しなかったことにより、在職期間中の行為に係る刑事事件に関し、拘禁刑以上の刑

が確定し、職員の退職手当に関する条例の規定に該当するに至ったことに基づきなされたものです。

通報したことによる懲戒処分ではなく、通報と返納命令には一切関係がありません。

その元部長に対する判決では、上司からの指示・命令は量刑の理由に記載されているのみで、罪となるべき事実には全く触れられていません。

また、抽象的な記載にとどまり、具体的な事実の記載は全くありません。

さらに、量刑を軽くするための事実としては記載されず、その経緯、動機に大きく斟酌すべき事情はないと指摘され、厳しい非難に値するとして検察側の求刑どおりの量刑となつています。

また、警察側からの捜査再開もありません。

これらに鑑みて、本判決は、元部長の関与を認めたものではないと判断していることについては、これまでも御答弁差し上げているとおりです。

また、退職金返納命令書の記載が元職員の上司の具体的な関与を認めたものではないということは、一部報道機関の報道に対する指摘として、ホームページ上で明らかにしているとおりです。

したがって、虚偽答弁とは考えておりません。

入札不正行為等再発防止検討報告書は、最も中立で最も公正な第三者機関である裁判所の判決をはじめとする判決書や、ヒアリングの結果等を精査してまとめたものであり、新たな報告書の作成は考えておりません。

最後に、元議員に対する議員報酬返還命令についてですが、御指摘の、元議員の行為により除名処分がなされていた等の事実がない限り返還命令はできないものであり、当該行為の評価は執行機関において行うべきものではないと認識しています。

議長／財産管理担当部長。

財産管理担当部長／岩田議員の旧永田町小学校の活用に関する御質問にお答えします。

初めに、歴史的価値の調査につきましては、今後、記録や資料の整理を行う過程で、学識経験者等の意見を聞きながら実施してまいります。

耐震補強を含む保存活用に係る経費につきましては、所管の常任委員会で現時点で把握可能な範囲の参考数値をお示ししております。

区民への説明責任については、これまでも意見照会などの際に解体の趣旨等をお示ししておりますが、引き続き丁寧に説明してまいります。

次に、校舎解体の方針決定過程ですが、区として方針を決める前段階で地域の町会関係者や卒業生から意見をお聞きし、庁内において区有地等活用検討会を経て、首脳会議で決定したものです。

最後に、建物の保存に関する意見募集については行いませんが、さきに実施した資料の取

扱いに関する意見照会の結果を参考に、価値や歴史を次の世代に残すよう努めてまいります。

議長／岩田かずひと議員。

岩田議員／自席より再質問をさせていただきます。

まず、旧永田町小学校の話です。

学識経験者の話ではなくて、区民の話を聞いてください。

学識経験者も、それはそれなりに、それなりという言い方は失礼ですね、知識はあるんですけども、やっぱりまずは区民の財産ですから、区民に意見を聞いてください。

そして、公益通報制度と官製談合の話ですけど、まず、発覚したのが、はやお議員と元部長の内部告発ということでしたら、その2人がまさに功労者じゃないですか。

こういう膿を出してくれるという功労者ですよ。

とんでもないことをやっていたと、そういう組織の膿を出そうという功労者ですよ。

笑っている場合じゃないよ、区長。

本来は、本当にお礼を言うべきだよ。

それで、不利益処分ですけど、不利益処分とは考えていませんって、とんでもない話で、誰を中心にまず考えるかという話ですよ。

区が不利益処分じゃない、不利益処分じゃないなんて、そんなおかしい話ありますか。

例えば、働いている人が、いや、会社から不利益処分を受けましたって言っても、いや、会社は不利益処分をした覚えはありませんって、それが通ると思いませんか。

やられたほうが不利益だと思えば、それは不利益なんですよ。

そして、ここにさっき、私言いましたよ、「当該公益通報をしたことを理由としてされたものと推定する」っていうのがあって言ったじゃないですか。

この条例の5条2項に、「推定する」って書いてあるって言ったじゃないですか。

にもかかわらず、不利益な取扱いではないと言っているのもおかしい。

そして、先ほど、元副区長の話も出ましたよ。

元副区長、前々副区長ですよ、それは書類送検もされていないと。

何度も言っていますが、時効だから書類送検されなかっただけの話なんですよ。

そして、逮捕された元部長は、正当な公益通報をした者なのかどうなのかについては議論があるところであると、それは今だけではなく、去年の小枝議員の質問か何かのところでもそういうようなお答えだったと思いますけど、議論があるんだったらちゃんと議論をしてくださいよ、「議論がある」でそのまま進めないで。

おかしい話ですよ。

そして、退職手当返還命令書には、区長名で上司の指示・命令があったって言っているんですよ。

言っているにもかかわらず、組織ぐるみの犯罪だと認めないっていうのはどうなんですか、それはおかしくないですか。

ダブルスタンダードですよ。

一方では上司の指示・命令があったと言っているが、片方ではそういうものはないと言っているんですよ。

というもおかしな話です。

そして、最後、元議員に対して、ずっと病気だって休んでたんですけど、なぜ診断書を要求しなかったんですか。

要求するべきですよ。

長い間あれだけ休んでいたんですから。

今からでも当時の診断書を出してくれっていうふうに言うべきですよ。

それでもしも病気じゃないんだったら、報酬の返還命令をするべきだと思います。

以上です。

議長／政策経営部長。

政策経営部長／岩田議員の再質問にお答えいたします。

まず、元部長が区政の功労者であったのではないかという指摘につきましては、我々としては、元部長に対する評価は今回の判決に出されたもの、それであったというふうに考えてございます。

それから、条例上の推定規定ですが、これはあくまで推定であって、みなし規定ではございません。

私どもとしては、それに対する十分な反証を先ほどの御答弁でも申し上げたつもりでございますし、これまでも主張してきたつもりでございます。

そのような御指摘につきましては、先ほど御答弁したとおりでございます。

議長／財産管理担当部長。

財産管理担当部長／岩田議員の旧永田町小学校の活用に関する再質問にお答えいたします。

区民の声を聞いていないという御指摘ですが、区として解体の方針を決める前段階で地域の町会関係者や卒業生から、校舎解体後の跡地の積極的な活用を望む声、活用はやむを得ないというような声、それから反対の声、賛否を含めた意見を把握しておりまして、区民の意見を聞いていないという御指摘は当たらないというふうに認識をしております。

区として多様な声があることは承知した上で、既存施設の機能更新や行政需要、区民の施設要望に備えるために必要な用地を確保しておく必要があること等を総合的に勘案して校舎解体の結論に至ったものであり、今後も丁寧に進めてまいります。

議長／以上で一般質問を終わります。

議事の都合により休憩します。

* 休憩中 *

議長／休憩前に引き続き会議を開きます。

これより日程に入ります。

日程第1から第10を一括して議題にします。

執行機関から提案理由の説明をお願いします。

副区長。

副区長／議案第6号千代田区公告式条例の一部を改正する条例につきまして御説明申し上げます。

デジタル化の推進により区民の利便性の向上を図るため、条例及び規則の公布の方法を改めるほか、規定を整備するものでございます。

本年4月1日から施行いたします。

次に、議案第7号千代田区議会議員及び区長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例でございます。

公職選挙法施行令の一部改正に伴い、区議会議員及び区長の選挙におけるビラ及びポスターの作成に係る公費負担の限度額を改めるものでございます。

公布の日から施行いたします。

次に、議案第8号千代田区行政手続条例の一部を改正する条例でございます。

行政手続法の一部改正に伴い、所在不明者に対する聴聞の通知等に係る公示の方法を改めるほか、規定を整備するものでございます。

本年5月21日から施行いたします。

次に、議案第9号職員の給与に関する条例の一部を改正する条例でございます。

令和7年の特別区人事委員会による勧告を踏まえ、行政職及び一部の医療職の給料表の改定を行うとともに、宿日直手当の上限額及び管理職員特別勤務手当の支給対象時間を改めるものでございます。

本年4月1日から施行いたします。

次に、議案第10号千代田区特別区税条例の一部を改正する条例でございます。

地方税法の一部改正に伴い、所在不明者等に対し送達すべき書類に係る公示送達の方法を改めるものでございます。

同法の改正規定の施行日から施行いたします。

次に、議案第11号千代田区手数料条例の一部を改正する条例でございます。

「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律」の一部改正に伴い、条例中に引用する条文に項ずれが生じたため、規定を整備するものでございます。

本年5月1日から施行いたします。

次に、議案第17号区立内幸町ホール改修機械設備工事請負契約についてでございます。

区立内幸町ホール改修機械設備工事施行のため、請負契約を締結するもので、制限を付した一般競争入札により、契約金額3億8154万1600円、契約の相手方は、三辰工業株式会社となっております。

令和7年度一般会計、地域振興費、令和8年度及び令和9年度債務負担行為として、予算の御議決をいただいているものでございます。

次に、(仮称)四番町公共施設新築工事関係の一部変更契約につきまして、3件の案件を一括して御説明申し上げます。

いずれも、令和2年第1回区議会定例会におきまして御議決いただきました(仮称)四番町公共施設に係る工事請負契約につきまして、インフレスライド条項の適用による経費の増額のため、契約変更するものでございます。

このうち、議案第18号(仮称)四番町公共施設新築工事請負契約の一部変更については、変更前の契約金額、91億6951万4412円から、2%増加し、93億5226万8412円となっております。

次に、議案第19号(仮称)四番町公共施設新築電気設備工事請負契約の一部変更については、変更前の契約金額、8億5551万4000円から、6.5%増加し、9億1130万6000円となっております。

次に、議案第20号(仮称)四番町公共施設新築給排水衛生設備工事請負契約の一部変更については、変更前の契約金額、5億8385万8000円から、11.5%増加し、6億5078万2000円となっております。

以上、10議案につきまして御説明申し上げます。

どうぞ、よろしく御審議のほどお願い申し上げます。

議長／ただいま説明のありました議案のうち、議案第9号については、地方公務員法第5条第2項の規定により、あらかじめ特別区人事委員会の意見を聴取しておきました。

その回答の写しをお手元に配付しております。

お諮りします。

説明のありました10議案は、いずれも企画総務委員会に審査を付託したいと思います、異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長／異議なしと認め、決定します。

日程第11から第17を一括して議題にします。

執行機関から提案理由の説明をお願いします。

副区長。

副区長／議案第12号千代田区旅館業法施行条例の一部を改正する条例につきまして御説明申し上げます。

区内における旅館業の営業実態を踏まえ、宿泊者の安全・安心の確保及び周辺住民の安全で快適な生活環境の維持を図るため、条例名を改め、区、営業者及び宿泊者それぞれの責務を定めるとともに、施設の構造設備の基準を改めるものでございます。

本年7月1日から施行いたします。

次に、議案第13号千代田区住宅宿泊事業の実施に関する条例の一部を改正する条例でございます。

区内における住宅宿泊事業の営業実態を踏まえ、宿泊者の安全・安心の確保及び周辺住民の安全で快適な生活環境の維持を図るため、事業実施に係る制限及び事前周知の対象者を改めるとともに、規定を整備するものでございます。

本年7月1日から施行いたします。

次に、議案第14号千代田区後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例でございます。

地方税法の一部改正に伴い、所在不明者等に対し送達すべき書類に係る公示送達の方法を改めるものでございます。

同法の改正規定の施行日から施行いたします。

次に、議案第15号千代田区介護保険条例の一部を改正する条例でございます。

介護保険法施行令の一部改正に伴い、令和8年度の保険料の算定に関する特例を定めるとともに、新型コロナウイルス感染症に起因する保険料の減免の特例を廃止するものでございます。

本年4月1日から施行いたします。

次に、議案第16号幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例でございます。

令和7年の特別区人事委員会による勧告を踏まえ、管理職員特別勤務手当の支給対象時間を改めるものでございます。

本年4月1日から施行いたします。

次に、議案第21号東京都後期高齢者医療広域連合規約の一部変更についてでございます。令和8年度及び令和9年度の後期高齢者医療の保険料軽減のため、一定の経費につきまして関係区市町村の一般財源からの負担を求めるものであり、規約の変更に当たり、地方自治法の規定に基づき議会の議決に付すものでございます。

本年4月1日から施行いたします。

次に、議案第23号千代田区国民健康保険条例の一部を改正する条例でございます。
国民健康保険事業を安定的に運営するため、保険料率、賦課割合及び賦課限度額を改定し、
保険料均等割額の減額措置対象者の範囲を改めるとともに、子ども・子育て支援法の規定
に基づく子ども・子育て支援納付金について定めるほか、規定を整備するものでございま
す。

本年4月1日から施行いたします。

以上、7議案につきまして御説明申し上げます。

どうぞ、よろしく御審議のほどお願い申し上げます。

議長／ただいま説明のありました議案のうち、議案第16号については、地方公務員法第
5条第2項の規定により、あらかじめ特別区人事委員会の意見を聴取しておきました。

その回答の写しをお手元に配付しております。

お諮りします。

説明のありました7議案は、いずれも文教福祉委員会に審査を付託したいと思いますが、
異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長／異議なしと認め、決定します。

日程第18を議題にします。

執行機関から提案理由の説明をお願いします。

副区長。

副区長／議案第22号特別区道の路線の廃止につきまして御説明申し上げます。

九段南一丁目における駅前空間の再整備及び親水空間の創出のため、道路法の規定に基づ
き、特別区道千第311号線及び第313号線を廃止するものでございます。

以上、御説明申し上げます。

どうぞ、よろしく御審議のほどお願い申し上げます。

議長／お諮りします。

ただいま説明のありました議案は、環境まちづくり委員会に審査を付託したいと思いま
すが、異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長／異議なしと認め、決定します。

日程第19から第23を一括して議題にします。

執行機関から提案理由の説明をお願いします。

副区長。

副区長／議案第1号令和7年度千代田区一般会計補正予算第5号につきまして、御説明申し上げます。

補正前の額、765億1474万9000円に、72億7093万8000円の予算額を追加させていただきます。

内容は、私立保育所等運営補助、国・都支出金過年度超過交付金等返還金、基金積立金等の事業に要する経費の追加でございます。

この結果、補正後の一般会計予算額は、837億8568万7000円となっております。

また、物価高対応子育て応援手当、バリアフリー歩行空間の整備、公園・児童遊園の整備等につきまして、繰越明許費を定めてございます。

加えて、債務負担行為の補正といたしまして、(仮称)神田錦町三丁目施設の整備、自転車道の整備の事項を追加してございます。

次に、議案第2号令和8年度千代田区一般会計予算でございます。

総額、916億1056万7000円で、前年度当初予算に比べまして、21.6%、162億5751万5000円の増額となっております。

次に、議案第3号令和8年度千代田区国民健康保険事業会計予算でございます。

総額、64億8918万8000円で、前年度当初予算に比べまして、マイナス1%、6392万5000円の減額となっております。

次に、議案第4号令和8年度千代田区介護保険特別会計予算でございます。

総額、55億9153万8000円で、前年度当初予算に比べまして、7.7%、4億77万8000円の増額となっております。

次に、議案第5号令和8年度千代田区後期高齢者医療特別会計予算でございます。

総額、25億2226万3000円で、前年度当初予算に比べまして、7.4%、1億7411万7000円の増額となっております。

以上、5議案につきまして御説明申し上げました。

どうぞ、よろしく御審議のほどお願い申し上げます。

議長／16番入山たけひこ議員。

入山議員／ただいまの議案は、いずれも全議員で構成する予算特別委員会を設置し、審査を付託することを提案します。

(「賛成」と呼ぶ者あり)

議長／入山たけひこ議員の動議に異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長／異議なしと認め、決定します。

お諮りします。

予算特別委員会の委員の選任については、委員会条例第5条第1項本文の規定により、全議員を指名したいと思います。異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長／異議なしと認め、決定します。

ただいま設置された予算特別委員会の正副委員長互選のため休憩します。

* 休憩中 *

議長／休憩前に引き続き会議を開きます。

ただいまの休憩中に開会された予算特別委員会で正副委員長が互選されましたので、報告します。

委員長に小野なりこ議員、副委員長に岩佐りょう子議員、池田とものり議員、桜井ただし議員が選任されました。

報告を終わります。

日程第24を議題にします。

執行機関から報告をお願いします。

副区長。

副区長／報告第1号雉子橋補修補強工事請負契約の一部を専決処分により変更した件につきまして御説明申し上げます。

令和5年第2回区議会定例会におきまして御議決いただきました雉子橋補修補強工事請負契約につきまして、インフレスライド条項の適用による増額があったものの、一部工事の仕様変更等により経費が減額したため契約変更するものでございます。

契約金額40億7298万8700円を、40億2447万6500円に変更いたしましたので、御報告するものでございます。

御報告は以上でございます。

どうぞよろしくお願い申し上げます。

議長／以上で、本日の日程を全て終了しました。

次回の継続会は、3月2日の予算特別委員会終了後に開会いたします。

ただいま出席の方には、文書による通知はしませんので、御了承願います。

散会します。